

347

一代財産論

國内外
改飛躍
の
斷案

特201

351



0013818000

0013818-000

特201-351

一代財産論

一代財産制研究会

昭和14

ACE

特 20/
351

目次

第一序

論

私有財産の否認に非ず——財産の相續權——家系、家族制度及國體——財産相續の利益
——一代財産制の利害——實行案

第二

國際情勢より見たる必要

英米蘇今後の態度——來る可き危機——自らを頼むのみ——米國の動かざる理由——米國に安心する能はず——英蘇の起否と米國——持てる國と持たざる國——獨逸國民の率任的生活——英米の軍擴——我財政の前途——今後の國際的動向——被搾取民族の解放——市場獲得の必要——百尺竿頭一步を進めよ——協調主義不可——國內的にも

第三

内政上の見地より

資本主義の現在——資本主義の缺陷——富の偏在——共產主義の乘ずる所——人物經濟上の不利益——國家の損失——弊害は富の固定——經濟界の變化——現在の實業界——實命離



(1)

二 財産世襲の弊害……………三六

富の偏在の原因——制度の罪——財産の相続と徒食——一君萬民政治の意——封建制度の弊——不公平なる社會——適材適所に非ず——思想上の問題——三方満足の案

三 進歩を阻む制度……………三三

大化の改新——大化改新の原因——大化改新の缺點——個人能力の發揮——個人資本の活動——國營主義の長所——國營主義の短所——個人企業の特長——弊害は同一

四 天理に背く社會……………三〇

自然の法則——弱肉強食——所有の觀念——能力發揮の世の中——共產主義の不合理——貧富の別——天分の相違——不自然の現象——進歩し難き社會——國民全般を基調とせよ

五 世襲の理論的無根據……………二九

財産の保有は國家の御蔭——私す可きものに非ず——西洋の思想——世襲に理由なし——世襲は漫然たる習慣——貧富と運命——不自然なる作用——國費の使途——世襲を放任せし理由——世襲禁止の可能——獨伊の改革——我國の統制

六 世襲禁止と人の蓄財心……………二五

蓄財に對する疑念——蓄財者の心理——或アイスの例——財産と遺族——蓄財の他の理由——生前の重税は不可——蓄財の奨励——成金の續出——社會の明朗化

第四 國民所得と税金の比例……………二五

公債政策の可否——侮らるゝ所以——蘇聯國民の負擔——萬事金の力——伊國民の擔税率——獨逸の増税——獨逸資本家の忍従——現在の我租税——秀吉の重課——徳川幕府の税率——租税と民間經濟

第五 國庫の利益と其の收納額……………二五

國庫の強味——公債消化法——公債引受者の利益——會社と公債引受——現在の我民間財産——國庫の收納額——徵稅策——相続財産の最高限——二位以下の相続額

第六 徵收法……………二二

物の收納——收納物の還元——事業も民營主義——事業界に無影響——財閥の事業——役員と事業——判知し難き財産——財産としての權利——權利財産の處分——其の他の財産——脱稅行爲——現行徵稅の不公平——脱稅防止法——防犯上の效果——完璧の制度は有り得ず

第七 收納金の使途……………二一

軍備の擴張——二國標準の海軍力——英米と均等——東洋の覇權掌握——我國際收支——主たる不足物資——棉花羊毛の自給——補助金交付——補助金額——重要輸出品にも

所有權と同一でもなければ、又財産を所有し得べき完全なる既得權とすら云ひ難く、單に一種の希望に過ぎないのである。何となれば、例を家督相続の場合に取りて云ふも、今は資産家の推定相続人として財産の相続權を有する如く見えても、被相続人が死するまでに事業の失敗其の他の原因に依つて財産を失ふ事あれば、又被相続人が家督相続人に財産を與ふる事を欲せず、生前に相続人以外の者に與へ、若しくは公共事業等に寄附して、後には一物も遺さぬ如き事もあり、資産家の推定家督相続人必ずしも財産を譲り受けらるゝとは極つて居らぬからである。唯多くの場合資産家の推定家督相続人は、其の家の財産を譲らる可き希望を有して居るに止まるのである。但し華族の如く世襲財産の決定して居るものも有るけれども、之とても家督の相続をするまでに相続人の身分が廢嫡死亡其の他の原因に依つて如何に變化するか分らぬから、其の家の財産所有者となると云ふ事は、結局將來の希望に過ぎないのである。従つて財産の相続を禁ずる事を主張するのは、單に人の希望に制限を加へるに止まり所有權を侵害するが如き議論ではない。

又中には財産を相続させぬと云ふ事を以て、家系及び家名を無視して舊來の社會制度を破壊する如く考ふる者もあるが、家系や家名と財産とは何等の關係もない。現に幾百年連綿と續ける素封家にして、今は無資産となつて居る家も有れば、之に反して親の時まで無一文で

家系、家族
制度及國體

あつた者が、自己の代に至つて巨萬の富を積んだ者も有るのである。又財産を相続させねば我國の淳風美俗たる家族制度の精神に悖ると云ふ者も有るが、然らば無資産にして讓る可き財産の無き者には、家族制度は當て嵌らぬと云ひ得るか。否、家に一物なき者ほど寧ろ親子兄弟互に相扶けて、大に家族制度の美風を發露しつゝあるのである。之に反し相続財産あるが故に却つて御家騒動や、肉身間の醜き争ひを生じて家族制度に汚點を印する如き例は往々にしてあるのである。されば相続財産の如きは無くしてこそ家族制度の眞精神は益々發揮されるであらう。尙ほ財産を一代限りとする事が我國體に背馳する如くに考へるのは最も大なる錯覺であつて、我國には曾つて大化の改新の如き例もあり、又日本は一君萬民政治の國であつて封建時代の武士の如き特權階級や、現在に於ける世襲の資本家の如く生れながらにして民衆と對立して居る階級の存在しない事が、却つて國體の本義に叶つて居るのである。

而かも相続に依つて財産の所有權を得る者は多くの場合、國民中極めて少數の資産家の家督相続者に限られて居る（外に遺産相続人も有るが其の不勞取得の非合理性は更に甚しい。併し遺産相続は少くて問題とするに足らぬから、以下論ずる所は主として家督相続者を目標とす）従つて財産相続制の存否は遺族を適當に保護する限り同家族内にあつてすら他の者には甚しき影響はない。現に共產主義者に往々素封家の子弟を見受けるのは、彼等が概ね次男

財産相続の
利益

獎勵金——貸金損失補償制度——教育制度の革新——貧家子弟の教育——諸施設に對する財源

第八 結 論……………九一

改革に巧みな日本人——議會の力にてなし得——明治維新の改革——封建制度と財産世襲制——今ぞ斷行の秋

國外飛躍の斷案
國內改造

一代財産論

行本邦彦著

第一序 論

私有財産の
非認に非ず

一代財産制とは財産を一代限りとし、其の相続を禁ずる事である。斯く云へば之を以て直ちに私有財産否認の如き過激なる思想と混同する者も有るが、一代財産制とは讀んで字の如く、一代の間は財産の所有を認めるのであるから、決して私有財産否認と精神を同じくするものではない。寧ろ本案は財産の相続を禁ずる事に依り、富の集散を活潑にして、何人にも財産を作る事を容易ならしめ、且つ大に蓄財を獎勵して、一代に財をなす者の益々多からん事を期待するものであつて、私有財産の否認とは凡そ正反對の主張である。

財産の相続

財産の相続を禁ずる事は、確に資産家の相続者にとつては不利益に相違ない。併し元來財産の相続権と云ふものは、相続の開始に直面するまでは、何等確定せる権利でない。素より

所有權と同一でもなければ、又財産を所有し得べき完全なる既得權とすら云ひ難く、單に一種の希望に過ぎないのである。何となれば、例を家督相続の場合に取りて云ふも、今は資産家の推定相続人として財産の相続權を有する如く見ても、被相続人が死するまでに事業の失敗その他の原因に依つて財産を失ふ事もあれば、又被相続人が家督相続人に財産を與ふる事を欲せず、生前に相続人以外の者に與へ、若しくは公共事業等に寄附して、後には一物も遺さぬ如き事もあり、資産家の推定家督相続人必ずしも財産を譲り受けらるゝとは極つて居らぬからである。唯多くの場合資産家の推定家督相続人は、其の家の財産を譲らる可き希望を有して居るに止まるのである。但し華族の如く世襲財産の決定して居るものも有るけれども、之とても家督の相続をするまでに相続人の身分が廢嫡死亡其の他の原因に依つて如何に變化するか分らぬから、其の家の財産所有者となると云ふ事は、結局將來の希望に過ぎないのである。従つて財産の相続を禁ずる事を主張するのは、單に人の希望に制限を加へるに止まり所有權を侵害するが如き議論ではない。

又中には財産を相続させぬと云ふ事を以て、家系及び家名を無視して舊來の社會制度を破壊する如く考ふる者もあるが、家系や家名と財産とは何等の關係もない。現に幾百年連綿と續ける素封家にして、今は無資産となつて居る家も有れば、之に反して親の時まで無一文で

あつた者が、自己の代に至つて巨萬の富を積んだ者も有るのである。又財産を相続させねば我國の淳風美俗たる家族制度の精神に悖ると云ふ者も有るが、然らば無資産にして讓る可き財産の無き者には、家族制度は當て嵌らぬと云ひ得るか。否、家に一物なき者ほど寧ろ親子兄弟互に相扶けて、大に家族制度の美風を發露しつゝあるのである。之に反し相続財産あるが故に却つて御家騒動や、肉身間の醜き争ひを生じて家族制度に汚點を印する如き例は往々にしてあるのである。されば相続財産の如きは無くしてこそ家族制度の眞精神は益々發揮されるであらう。尙ほ財産を一代限りとする事が我國體に背馳する如くに考へるのは最も大なる錯覺であつて、我國には曾つて大化の改新の如き例もあり、又日本は一君萬民政治の國であつて封建時代の武士の如き特權階級や、現在に於ける世襲の資本家の如く生れながらにして民衆と對立して居る階級の存在しない事が、却つて國體の本義に叶つて居るのである。

而かも相続に依つて財産の所有權を得る者は多くの場合、國民中極めて少數の資産家の家督相続者に限られて居る（外に遺産相続人も有るが其の不勞取得の非合理性は更に甚しい。併し遺産相続は少く問題とするに足らぬから、以下論ずる所は主として家督相続者を目標とす）従つて財産相続制の存否は遺族を適當に保護する限り同家族内にあつてすら他の者には甚しき影響はない。現に共產主義者に往々素封家の子弟を見受けるのは、彼等が概ね次男

一代財産制
の利害

以下に生れて、長兄獨り祖先の恩恵に浴する事に反感を懐くに原因して居る事は周知の事實である。其の上財産を相続した本人も之を善用して國家社會を益し、自身も亦幸福となる者もあるけれども、中には財産を譲られし爲めに却つて行ひを過ちて家名を汚し、自身も終りを全うせぬ者も尠くない。又力量才幹共に備り立派に腕一本にて財界に於て成功し、或は他の方面にても出世し得べき素質を有しながら、資産家の相続者たりし爲めに、あれは金力のお蔭、或は先代の光りの爲めと云はれて、其の眞價を認められぬ者もある。されば財産を相続する事は本人に對しても必ずしも幸福と云ひ難いのである。

さりながら財産の相続に何等の弊害なく、又之を禁ずるも利する所なければ止む。然るに今や其の相続の爲めに生ずる弊害は擧げて數ふ可からず、而かも之を禁ずる事に依りて生ずる國家社會の利益は實に莫大である、唯一面之が爲めに人の蓄財心を減少せしめざるか、又現在の諸産業に悪影響を與へざるか等の疑念を懐く者も有るであらうが、之等は後章記する所に依つて其の杞憂に過ぎざる事が明かとなるであらう。

實行案

尙ほ一代財産制の實行方法としては、財産を有する者の死と同時に全財産を國庫に收めて遺族には其の財産額に比例して扶助料を支給するのが理想的の案であるが、之は制度として形式上餘りに急激なる改革の如き印象を世人に與へ、又實行に際し法律の改廢等も夥多に上

りて煩雜の度を増すを以て、本案は遺族扶助料の代りに、之に相當する利子を生むだけの財産を相続せしめ、其餘を悉く國庫に收めて、實質的に財産の相続を禁ずるに等しき相続税の徴收をなすものなる事を豫め斷つて置く。即ち現行制度のまゝ、極端に相続税の増徴をなすに過ぎないのである。而して斯かる政策を取る事が刻下の日本にありては、國外飛躍國內改造の斷案であるが、今日に於ては内政上よりも、寧ろ國際情勢より見て其の實行の急務なる事が痛感せらるゝので、先づ此の方面より述べる事とする。

第二 國際情勢より觀たる必要

英米蘇今後の態度

已に廣東、漢口も陥落し、事變は一段落となつたかの觀はあるが、我は猶ほ容易に戈を收むる事が出来ない。素より國民政府が完全に支那より姿を消すのも、既に時日の問題ではあらうが、それが果して何時の事か。又國府潰滅後の國際情勢、特に英米蘇佛等の我國に對する出方如何は、今後の大なる課題である。彼等が東亞に於ては到底日本と争ふ事の不可を悟りて永久の泣寝入りに終るか、或は暫く隱忍持重して力を蓄へ、密に他日を期せんとするかは、一にそれに對應する我々の覺悟と、今後の我軍備の如何にかゝつて居る。若し我々が支那の重要地域を自由にする事を得、之より生ずる經濟的の利益に満足して現狀維持に甘んずるならば、やがて其の經濟的利益すら脅威を受け、今回の聖戰をして遂に無意義に終らしむる事なきを保せぬ。而も之に止まらず、我國力の消耗に反比例して英米蘇等の軍備充實の爲め、近き將來に於て日本は一大危機に直面するやも例り難い。今回は蘇聯が内紛の爲め起つ事能はず、又米國が持重して動かなかつたので、英國獨り躍起となるも遂に問題とならなかつた。併し蘇聯の内紛もやがて鎮まり、軍部内の人的缺陷も何時かは補はるゝであらう。或

(6)

來る可き危機

は蘇聯は獨伊に牽制せられ、結局我に向つて起ち得る時期なしとするも、英米の軍備擴張計畫が完成し、且つ米國が共和黨の天下となつた時は危険である。米國に於ては最近數十年間共和黨三回、民主黨二回の割にて政權を握つて居るから、順當ならば此の次は共和黨の出番である。果して然らば我々は往年のスムソン外交を想起せねばならぬ。

若し國民政府の命脈が、細々ながらも英米の軍備の完成する一九四二、三年頃まで続き、其の爲め日本が少からず國力を消耗せしめらるゝ如き事あらば、英國が策動を始むるは逆略するに難くない。又國府がそれ迄に潰滅したりとするも、其の殘黨や共產軍は決して復讐戰を忘れぬであらう。我武力に依り一時全支那を平定し得ても、彼等が再起を期する準備の地は四百餘州の廣大なる土地には到る所にある。如何に我駐屯軍ありとも、數に限りあれば、彼等は我手の及ばぬ諸地方にありて準備を整へ、英國の腹の定まりたる時を待つて各所より蜂起するであらう。之に對し英國は今回以上露骨に彼等を援助し、我を刺戟して殊更事態を紛糾せしめ、若し其の際我軍が堪忍袋の緒を切りて彼に對し何等かの行動に出づるが如き事あらば、彼は之を口實に米國を誘引して起たしむる如き手段に出づるであらう。

(7)

自らを頼むのみ

其の際蘇聯が共に起てば自然獨伊も我に呼應せざるを得ざる事となりて、茲に世界的大戰亂を惹起せぬとも限らぬ。併し英國は獨伊が起てば本國に脅威を感じるを以て、蘇聯には中

立を守らしめ、獨伊を懐柔して戦争を東亞に局限する政策に出づるかも知れぬ。今日我は獨伊と提携し居ればとて、如何なる場合にも彼等が起つて我を援助するものと安心してはならぬ。獨逸も伊太利も蘇聯が起たず、又英佛より若干欲するものを與へらるれば好んで戦争の渦中に入らぬかも知れぬ。今日にては英國の眼の上の瘤は獨伊よりも日本であるから、英國は獨伊に對しては幾分の讓歩をしても日本打倒に全力を盡すであらう。されば日本が今後大に國力を消耗するか、然らざるまでも我軍備が英米蘇等に比して甚しき劣勢に陥る時は、到底無事では済まぬものと覺悟せねばならぬ。併し乍ら我々が凡有る犠牲を忍びて彼等をして乗する餘地なき程の大軍備を整へ置くならば、彼等は永久の泣寝入りに終りて漸次に東洋より後退せざるを得なくなるであらう。

現に今回米國が持重して動かなかつたのも、平和主義の民主黨が政權を握つて居たのが其の原因の一ではあるが、結局彼等に勝算なしと云ひ能はざる迄も、勝つも多大の犠牲を要すると見たのが主なる理由であらう。譬へ米國の全海軍が出勤しても、歐洲の狀勢に鑑み、英國の東洋に派遣し得る艦隊は精々その半ばに過ぎぬから、米國も勝利を得る事は容易でないと思つたのであらう。一舉に敵を撃滅する事が出来るならば兎も角、多大の犠牲を拂つたのでは、戰勝國とて益する所がないのは歐洲大戰の例に依つて見るも明かであるから、米國が

米國の動かざる理由

米國に安心する能はず

持重するのも無理からぬ事である。彼は決して平和を愛するが爲めに武力を行使する事を忌避するのではない。

今日米國の輿論は自國の安危に關はらざる限り極力戦争に卷込まるゝ事を避け、又英國に利用さるゝ事を非常に警戒して居るから、米國が英國と共同動作を取つて日本と戦はぬと云ふ想像が、殆んど我國民の常識の様になつて居る。併し英國が一旦重大なる危機に遭遇すれば、アングロサクソン同士の好しみとして、又英國敗北後の世界の狀勢を憂慮して、彼が英國を援ける事は斷じて疑ひない。現に先般のチェツコ問題の紛糾に際してすら、若し英國が戰亂の渦中に卷込まるゝならば、米國も民主主義擁護の爲め座視し得ぬと云ふ口吻を洩らしたのである。白人同士の戦ひに於てすら然り。況んや敵が黃禍の本尊として恐れらるゝ我大和民族なるに於ては、最も人種的偏見に捕はるゝ米人が之を傍觀する筈はないと思ふ。曾つて米國は勝算あらば單獨ですら日本と戦はんとする氣勢を示したる事屢々ありて、日米は宿命的に一度は戦はねばならぬ様にさへ思はれて居た間柄であるから、我々は彼に對して絶對に安心は出来ぬ。

英蘇の起否と米國

而も米國は決して今回の我國の行動を是認して居るのではない。彼は日本の行動を以て九ヶ國條約並に不戰條約違反と稱して居る外、武力に依つて生じたる新事態を承認せずと聲明

して居る。即ち米國は支那の新政權を認めないのであるから、將來之が爲めに外交上種々の難問題を惹起して、遂に收拾の途なきに至る如き事も想像され得る所であり、又彼の海軍大擴張は日本に向つての渡洋作戦強化の爲めなる事を我々は銘記せねばならぬ。又英國も五ヶ年計畫十五億磅と云ふ軍備の大擴張に邁進しつゝあるが、彼が歐洲に於ては極力戦争を回避してチエツコ問題を無事に收めたのも、要するに利害關係の少きチエツコの爲めに戦ふよりも、大なる利權を有する支那に全力を集中し度いからであらう。彼は自國の再軍備完成と日本の疲弊とを兩天秤にして、時機を覗つて居るのである。又蘇聯とて他に有力なる道連れがある以上、物的方面の軍備は相當充實して居るだけ、何時まで隱忍するか疑問である。併し蘇聯が道連れとなるもならざるも、英國の起つのは一に米國の態度如何にかゝつて居る。

而して米國の態度は政權の把握者が民主黨なると共和黨なるとに依り多少の差異こそあれ結局は彼我の實力が之を決定するものとせば、現在の如く勢力の均衡が稍々保たれて居る間は無事なるも、一朝其の均衡が破れたならば、忽ちにして風雲は卷起さるゝものと思はねばならぬ。而も現状のまゝに推移するならば、我に獨伊の盟邦ありとも、軍備の點に於ては悲しい哉、漸次彼等に壓倒さるゝ形勢となるを免れぬ。英米蘇等は今は隱忍するも、云はゞ臥薪嘗膽他日を期して居るのである。日清戦争後の貧弱なりし日本に於てすら臥薪嘗膽の御蔭

にて大國ロシアに復讐戦が出来た。然るに英米は素より佛蘇も持てる國、所謂金持國である之に反し日獨伊は持たざる國即ち貧乏國である。尤も日本は大陸の制覇に依りて持てる國になつたと有頂天になつて居る者もあるが、支那資源より得らるゝ利益は將來の事に屬し、現在物資の不足に苦しんで居る事は甚しい。然るに軍擴競争は已に今日行はれつゝあるのであるから、陸軍の擴張も、飛行機の製作も、建艦競争も眞劍に行ふとならば、普通の手段を以てしては我々は到底彼等の敵ではない。こゝに日本は素より獨伊も異常の覺悟を必要とする所以である。

現に獨逸國民も伊太利國民も、戦時中の日本人よりも一層窮屈と困難とに堪へ忍んで、國家の爲め奉仕的生活に甘んじて居る。獨逸の如きは國民は白パンさへも自由に食せられず、又バター一斤餘分に買ふ事を許されない。其の他被服調度の如きも金が有るからとて恣に買ふ事は出来ず、高級品は悉く輸出用に向けられて、國民の使用し得るものは下級品のみである。斯くまで獨逸國民は不自由なる生活に甘んじて國防を充實せんとして居るのであるが、伊太利國民の生活とて之と五十歩百歩の状態である。さればこそ戦敗國の獨逸や、戦勝國の一員にてありながら極めて貧弱なる分け前にしか與らず、物資不足の伊太利が、金と物とが有り餘る英佛等より恐れられて居るのである。従つて英佛も蘇聯も、獨伊に對しては守勢的であ

つて、進んで彼等を攻撃せんとする意志を有せず。寧ろ彼等の意に迎合せんとして汲々たるは、伊太利のエチオピア征服を承認せんとする氣配や、這般のチエコ問題の讓歩に依つて明かである。されば獨逸も伊太利も、多くを望まざれば極めて安全である。之に反し我國は自ら事情を異にする。日本は今や英蘇等より仇敵視せられ彼等の第一の假想敵國となつた。而も英蘇を支援するものに米佛がある。それにも拘はらず、彼等が今日我に一指を染め得ざるは、彼等に夫々の事情が有つて戦争を回避せざるを得なかつたからで、滿洲事變の時も今回も日本は還境に恵まれて居たのである。

英米の軍擴

併し從來の例を以て將來を律する事は出来ぬ。世界の狀勢は時々刻々に變化して行く。今迄は彼等に武力を以て臨むだけの十分の準備が出来て居なかつたのも我に幸ひした原因の一であるが、彼等も度々の苦き經驗の爲め己に軍備の大擴張に着手した。蘇聯の一九三八年度の國防豫算は我國とは桁違ひの二百七十億留と云ふ巨額であつて、前年度よりは九十五億留も増加した程の擴張振りである。又英國の五ヶ年計畫十五億磅と云へば邦貨に換算して二百五十五億圓であつて、彼は我一年の戦費に相當する額を平時一ヶ年に使用して行くのである。之を海軍費に就て見るも一九三八—九年度は一億二千三百七十萬磅、邦貨約二十億圓餘であつて、我昭和十二年度海軍平常費の三倍餘である。而も我海軍費には空軍費をも含んで居る

我財政の前途

が、英國は別に空軍費として一億二百七十萬磅を計上して居るから、純粹の海軍費のみを比較すれば彼は殆んど我の五倍である。又米國の海軍擴張費は一九三八年の議會に於て十一億二千一百万弗と決定せられ、而も將來更に増額せられて行く形勢である。而して彼の一九三九年度の海軍費は經常費約五億七千萬弗に擴張費の初年度分推定三億五千萬弗を加算すれば九億弗を突破し、邦貨に換算して三十一億五千萬圓となり、我海軍平常費の四倍半餘である。

斯くの如き英米の大擴張計畫が完成せられた曉に於ける我海軍は果して如何の狀態にあるであらうか、我國は己に今回の事變に於て七十五億圓を費し、又今後如何程巨額の支出を餘儀なくさるゝか判らぬ。之に對し樂觀論者は、我國は將來無盡藏の富を有する支那の開発に依りて、失ふ所を償ひ得て猶餘りあるに至るであらうから、我將來は決して悲觀するに當らぬと云ふ。併し事變は今後何時まで續くか分らぬ。或は事變其のものは近き將來に於て終熄するとするも、其の後に於て猶ほ占領地域の治安維持に莫大な經費を要し、又支那の富源を開發するにも先立つものは金である。而も開發に依つて収益の得らるゝは數年若しくは十數年後の事であるが、支出は今日唯今から必要である。我々は一方に斯くの如き巨額の負擔をして行かねばならぬ上、將來我國を假想敵國とする富有なる數ヶ國と軍擴競争をせねばならぬ破目に陥つて居る。而も日本が如何に其の競争を回避せんとするも國際情勢は絶対に之を

今後の國際的動向

許さぬ。

今後國際的の動きは三つの方面に向つて流れるであらう。一は日獨伊等の持たざる國が英米佛等の持てる國に向つての經濟的露權の要求に依る波瀾である。今一は被征服民族の搾取者より逃れんとする自己解放運動である。最後が共產主義と資本主義との争闘であるが、之は蘇聯國內の不安に依るコミンテルンの活動の不活潑や、蘇聯と資本主義國家の權化たる英佛との親善關係等に依り大に緩和され、當分問題にならぬ形勢にある。併しそれは暫時の間であつて將來は之が世界の大問題であらう。而して此の三つの流れの何れにも最も密接な關係を有するのが實に我日本である。獨伊等と共に持てる國に向つての經濟的均露の要求と防共の二點に我國が腐心して居たのは今更贅言を要せぬが、被搾取民族特に東洋に於て不當なる搾取に苦しんで居る民族の解放に力を盡す事は、是れ亦大和民族に課せられた一大使命である。

被搾取民族の解放

東洋の被搾取民族を解放せしむる事は獨り彼等の幸福の爲めのみならず、實に我日本の將來も之に依つて保證せらるゝのである。何となれば我國は今後強て他國を侵略し若しくは武力に訴へてまで殖民地を獲得せずとも東洋の被搾取民族が解放されるれば、彼等に商品を買つて我經濟を維持するだけの十分の利益を得らるゝからである。即ち貿易の利に依つて我物資の不足を補ひ得るのである。若し東洋各地の關稅が公平となりて、其の市場が開放さるゝに

市場獲得の必要

至れば、之のみにて我國は優に貿易のバランスを取り得るであらう。然るに世界各國が單に自國のみに關稅障壁を設けて、我安價にして良質の商品を防遏して居るに止まらず、國に依りては自國の高價なる品を賣りて殖民地の人民を搾取する爲めに、法外に不當なる關稅を徵收して我製品を排斥して居るのである。之は獨り我國の苦痛とする所たるのみならず、實に安價にして良質の品の代りに高價にして粗惡なる征服者の品を買はさるゝ被搾取民族の不幸である。従つて彼等の市場の開放こそは眞に大和民族と彼等との共存共榮の基である。然るに悲しい哉。征服者の不當の利益獲得の爲め兩者の幸福が犠牲に供されて居る。此の犠牲の續く限り如何に支那の富源を開發するとも、我經濟上の困難は完全には解消されまいと思ふ。支那の富源は大なるものであらう。併し支那の治安が支那自身の手によりて維持さるゝに至る迄は我國は其の富源を開發して得る利益よりも、寧ろ治安維持費の方に多額を要するであらう。然るに支那の治安より我國が手を引き得るは外部勢力を一掃せざる限り望みなきものとせば、我々は當分支那に對しては得る所よりも費す方多しとせねばならぬ。而も支那に完全なる平和の日が來りたる後と雖も、其の富源の開發のみにて我國の經濟が完璧のものとなるとは斷ぜられぬ。何となれば我國内消費の爲めにのみ支那の資源を開發するとせば、其の範圍が狭くなつて利する所が少いから、吾人は國內消費のみならず廣く輸出工業に使用

し若しくは輸出製品と化し得る物をも支那より得なくてはならぬが、それには同時に輸出市場の把握が必要となつて来る。素より支那資源の開発は必然其の土地の住民を潤はし購買力を増大せしめて我商品の顧客たらしむるが、而も住民が如何に富みたりとて支那のみにては我貿易市場として餘りに狭い。我々は一層大なる市場を必要とする。然るに日本の貿易は世界の大部分の地域に於て其の自由なる伸張を阻害されて居り、特に東洋に於て白人征服者の横暴に依り嘗めさせられて居る苦痛は甚しい。

百尺竿頭一步を進めよ

されば我々は英米の軍備完成に依つて齎さるゝ危機に備ふると云ふ如き消極的の意味に於てのみに非ずして、百尺竿頭一步を進め國家百年の大計上、不當なる搾取者を東洋より驅逐して貿易市場を獲得する決意の下に軍備の大擴張に邁進す可きである。而もこは單に經濟上の問題に止まらずして人道上よりするも爲さねばならぬ事である。然るに我財政は現在の經濟機構に執着する限り、厯大なる英米の既定計畫や、無限に伸びんとする蘇聯の軍備を前にして、斯かる壯舉を敢行す可く餘りに貧弱である。而も危機の到來は必至である。然らば之は絶対に切抜けざる可からず、而して之を切抜ける軍備も亦百尺竿頭一步を進めなければならぬ。何となれば國民政府潰滅後も其の殘黨や共産軍は依然ゲリラ戦を繼續して我軍を悩ますであらうが、彼等の活動を封ずることは外部勢力を一掃せざる限り不可能にして、而も外

部勢力の完全なる除去は彼等を東洋より驅逐するに若くはないからである。而して此の目的は英米の聯合艦隊を破り、蘇聯の陸軍を撃碎すれば直ちに達せらる可く、斯くして白人勢力が東洋より驅逐さるゝ結果は支那の完全なる治安と、東洋に於ける廣大なる市場獲得との二大利益が同時に得らるゝのであつて、之に依り初めて日本の將來は大磐石となると共に、亞細亞に於ける盟主として其の威風を仰がるゝに至るであらう。

可協調主義不

而して我々が斯くの如き偉業を遂げんとすれば、前述の如く英米佛蘇を同時に敵に廻して戦ふに足る大軍備を整へねばならぬが、現状を以てして果して之が可能であらうか。或は老大なる支那の經濟權把握に依り、將來は之が實現を期すること必ずしも難事に非ずとするも國際狀勢の逼迫は日本に其の時日を藉すや否や疑問である。日本の益々強大となるを許すことが英米蘇等に取り不利なるは彼等自身最もよく之を承知して居る所であるから、彼等の軍備が完成し、而かも日本の準備未だ成らざる時を彼等として見逃す筈はなからう。されば危機は近きにある。然るに現状維持派は恐らく外交手段に依りて之を脱せんとし、強て英國等に對し協調主義を取らんとするであらうが、若し屈辱的讓歩に依り今回の聖戦の意義を著しく減する如き事あらば、日本の伸張は大に速歩を緩め其の損害は忍び得ざるものがあり、延いては内外とも不測の變を生せずとも限られぬのである。

而かも斯くの如き協調主義に依り大陸政策を行ふにせよ、又假りに我々が異常の努力に依り危機到来前に強硬對策を講じ得るにせよ、支那の開発は中小資本家のよくなし得る所に非ず、支那の諸事業は殆んど全部を大資本家の手に委せざるを得ざる状態にありては、國內に於て必然貧富の懸隔を益々大ならしめ、思想上憂慮す可き問題を惹起するなきを保せぬ。特に幾萬の尊き犠牲を捧げたる結果、利益を得るは獨り資本家のみと云ふ印象を人々に與ふるが如き事あらば由々しき大事である。而かも軍備擴張の爲め大衆の生活が一層の壓迫を蒙るに於ては猶更である。吾人が此の際思ひ切りたる改革を行はん事を主張するの、一は國際状態の上より之を痛感するが爲めであるが、又主として其の必要を認むる重點は此處にある百歩を譲りて對外的に國難を打開し得たりとするも、内政的に患を生じては後の憂ひは同じである。されば我々は國民が極度に緊張せる此の好機を逸せず、敢然資本主義に大修正を施し、今日の經濟機構を改善して、對外壯舉敢行の經費を捻出すると共に、國內に於ける相剋摩擦を除去して内政上の萬全を期す可きである。其の案として吾人の選んだのが一代財産制である。此案の實行は獨り國際的大飛躍を招來するのみならず、之に依りて内政上には世界無比、殆んど理想に近き社會を出現し得らるゝと信するのである。

第三 内政上の見地より

一 資本主義の行詰り

資本主義の
現在

我國は目下世界の大大勢にも變動を與ふ可き大業に従事しつつあると共に、自身亦一大轉換期に直面して居る。されば凡有る部面に於て革新の必要に迫られ、徒に舊習を墨守し能はざる状態にあるが、其の内にも資本主義の改訂の如きは最も緊急を要するものであらう。資本主義は今や行詰り其の苦悶は顯著である。過去に於て資本主義は人類社會の進歩に大なる貢獻をした。獨り歐米列強のみならず明治維新以來の日本も之に負ふ所が多大であつた。然るに現在の資本主義は如何。世界の金の過半を保有し國民生活に必要な幾倍もの物資を擁しながら、國家の扶助を受けねば生活し能はぬ失業者の夥しき（一時其の數は一千萬人以上と稱せられた）米國や、一方に何億、十何億の富豪が多數に存在しながら世界的に有名な魔の場所と稱せらるゝ一大貧民窟をロンドンの眞ん中に有する英國等が、今日代表的の資本主義國なのである。大體貧民や饑餓に迫る窮民のあるは、國民全部が完全に生活するだけの金と物とが無い爲めでなくてはならぬ。獨逸、伊太利及び日本の如く人口夥多にして、物資不

足の國に、貧民や食に窮する者の有るは止むを得ぬ現象であらうが、世界に於ける富有國の兩横綱たる英米に左様な者の存するは抑々何故であらうか。是れ即ち資本主義の缺陷の現はれに外ならぬ。

資本主義には多大の長所もあるが亦幾多の弱點もある。其の發展過程にありては資本主義は大に長所を發揮したが、近年に至つては漸次に弱點を現はし始めた。之が爲め佛蘭西にありては早く已に人口の減少を生じ、英國に於ては産業の衰退を來した。見よ。歐洲大戰前までは世界第一の紡績王國なりし英國が、今日我紡績に壓倒されつゝある事實を。其の他英國の産業衰退は自由貿易より極端なる保護貿易に轉じた事に依つて明かである。又米國にありては金と物とが徒に寶の持腐れとなりて、大衆とは没交渉なる事實に依つて資本主義の弱點は遺憾なく暴露された。斯く資本主義は全體として行詰り隨所に矛盾を暴露し、之を人體に譬ふれば新陳代謝を促す血液は多量に存しながら、普く全身に行渡らず、一部に大なる糜爛箇所を生じた如きものである。

然らば資本主義の糜爛箇所とは如何なる點を指すか。他なし極端なる富の偏在である。抑も一方には物も金も有り餘つて居るに拘はらず、他方に食なくして饑餓に迫る者の存在するは富が一小部分に集りて全般に行渡らぬ爲めである。如何に一國內に物資は有り餘るとも人

は無償にては之を得られぬ。即ち金が無ければ買ふ事が出来ないのである。然るに金は少數の人に握られて大衆の懐は何時も乏しく、中には全然空の者もある爲め、物資は山と積まれながら買ひ能はぬ人が有り、又金も死藏せられて用をなさぬものが有るのである。我國に於ても昭和八年は大豊作にして政府は米の處分に困り、翌年は作付反別を減少せんとする減反案すら生じたが、一方には其の日の食に窮して饑餓に迫る者が有ると云ふ如き事實もあつた。尤も我國は元來物資不足の國にして、平素は主食物の米も朝鮮臺灣よりの移入に依り辛うじて需要を満たして居るのであるから、斯くの如き事は特例であるが、資本主義の老境に入れる國にありては寧ろ之が常態であつて、實に富の偏在ほど人類生活を不合理ならしめ、且つ社會を不健全ならしむるものはない。

人體の一部が如何に發達したりとて、他に脆弱なる箇所が有りては健康體と云はれぬ如く一國內に於て一部の者が如何に富有なればとて、他に生活難に喘ぐ者が多數に有り、甚しきは其の爲め自殺する者が生ずる程にては、到底健全なる國家とは云ひ難いのである。共産主義者の乗ずるは資本主義の斯かる不合理性に對してである。されば資本主義の缺陷を除き其の不合理性を是正さへせば、共産主義は理論的にも恐るゝに足らず、又素より實行に移し得べからざるものなる事は、今の蘇聯が之を證明して居るのである。

されば資本主義の弱點は一時も早く之を改め補はねばならぬ。極端なる富の偏在は單に日常の衣食住に及ばず弊害が多なるばかりでなく、國家社會の進運にも影響を及ぼす。先づ第一に人物經濟の上より見て頗る不利益である。我國にありては國民中大半は無資産者であるが、如何に優れたる頭腦を持つも金に不自由なる者の子弟は、學問をする事が出来ぬ。又事業に對し大なる手腕を有して居ても、資本の無き者は事業を起し得ぬ。それが爲め一層進む可き學問が進まず、起る可き事業が起らぬ。我國は學問に於て已に歐米先進國と同一水準に達したりと云はるゝも、而も猶且つ今日科學が時局と併行する能はざる憾みあり。又生産方面に於ても決して満足す可き状態にありとは云ひ難く、原料品以外輸入に待たざるを得ざる物の無數に有るは、學問と事業とが世と共に進み能はざる證據である。

此の缺陷を補はんとせば國民中頭腦の秀でたる者は全部専門の學を修め、又事業的才能のある者は何人にも容易に事業を起し得る如き社會に改めねばならぬ。然るに今日の社會は此の理想に遠ざかる事が餘りにも甚しい。尤も天才的の頭腦を有する者は貧民の子弟にても他より學資を給せられ、又有利なる事業を考案したる者には出資をなす者もあれど、それ等は誠に寥々たるものである。現在學業の成績よきも小學校のみにて止め、又有望なる事業あるも着手の出来ぬ者が何程あるか分らぬであらう。斯くの如き事が如何に國家社會の損失なるかは贅言を要せぬが、是れ皆富の分配の不公平より來る所である。

併し苟も財産の私有を認め、經濟的に秀でたる手腕ある者に自由に蓄財せしめては、富の偏在を來すは當然ではないかと云ふ者が有るであらうが、正に其の通りである。世間には如何に良き頭腦の所有者にても蓄財には極めて不得手の人もあれば、又智囊は左程優れざるも金儲けには天才的の者もある、従つて貧富の別を生ずるは止むを得ぬ。併し富は或部分に偏して蓄積さるゝも、餘り長からぬ期間に再び散じられさへすれば差支へないのである。凡有る弊害は偏在と云ふよりも一局所に固定さるゝ所にある。過去に於て資本主義が國家社會の進歩に大に貢献したるは、資本主義が未だ老境に入らず、特に我國に於ては近世的の形體として頗る若かりし爲め、富の集散が頻繁にして固定する所少く、従つて經濟界の發展を促し、延いては社會の各方面に好影響を與へたのである。歐洲大戰前までは各國とも個人資本活動が全能力を發揮して善果を收めたものと云へよう。

然るに大戰後世界的の不景氣に伴ひて各國とも財界に變化を生じ、特に我國は關東大震災を契機として全然事情が一變した。震災前までは時に消長こそあれ、實業界の動きが活潑にして何人も力さへあれば自由に手腕を振ふ事が出来たのである。従つて一代に何百萬何千萬の財産を作る者が多數にあり、大資産家となる事必ずしも難事でなかつた。現に明治時代に

は岩崎彌太郎、安田善次郎、大倉喜八郎の如き各々一代にして一億圓以上の富を積んだのである。其の時代の一億圓は今日の數億圓に相當するであらうが、震災後は一千万圓以上の財産家となつた者すら稀である。而も之等少數の人々も財閥出身か或は巧に財閥と結託し得た者であつて、若し財閥の庇護を受けず全く獨力にて相當の蓄財をなせし者ありとせば、それ等は概ね震災前に基礎を作り、其の後偶々時局の波に乗り得た幸運兒に過ぎぬ。尙ほ其の外にも最近生じたる中小成金は相當有りとすも、何れも時局關係の事業に携る者に限り、極めて小範圍の人々にして、而も其の得たる金額は歐洲大戰時若しくはそれ以前の成金と稱する者に比す可くもなし。

最早現在に於ては一代にして獨力何千萬の資産家となる事全く不可能なるのみならず、既成實業家以外無一文にて新規に事業界に入る事すら困難である。如何なる手腕家も人格者も實業界に於ては、自身に財産が有るか或は有力なるバックあるに非ずんば相手にする人もない状態である。斯かる有様にては如何に生産力擴充と稱するも、事業界に多數の人材を吸収すること困難にして、産業の目覺しき發展は望む可くもない。自由なる言葉は現状維持派に喜ばれる言葉であるが、今日にては何人にもあれ無資産者が實業界に入りて自由に活動する事は不可能にして、最早財界は財閥出身者か既成實業家以外の者には、殆んど門戸を塞ぎ

現在の實業界

資金難

れて居ると云つても過言ではなからう。尤も極く小企業家か小實業家となるのは別であるが今後の日本は益々各方面より大企業家、大實業家を出さねばならぬのである。

然るにそれを望み能はぬのは、事業を起すに必要な資本が或一部分に偏在して普通の者には之を得る事が困難だからである。従つて事業は在來の資本家に獨占せしむる外はないのである。尤も相當大なる企業は一人の資本家が獨力にて起す事は少く、概ね株式組織を以てするが、株の募集は財閥若しくは既成の有力實業家の手に依るに非ざれば、飛入りの無名の者にては應募する人がない。従つて多少の資産を有する者の金すら財閥や現在己に名をなせる實業家に利用せらるゝのみである。獨り株式に止まらず、中小銀行は漸次に影を潛めて預金は大銀行にのみ吸収せられつゝあるが、之等大銀行は新米の事業家や中小商工業者は見向きもしない爲め、普通人は全く事業資金を得る方法なく、如何に力量才幹ある者と雖も勤勞所得者となつて甘んずる外はない。結局現在に形を變へた封建制度に異ならず、一般民衆は大名の代りに資本家の爲めに、頭腦的にも筋肉的にも一生營々として勞役を餘儀なくせしめらるゝのみである。同じ人間に生れ而も資本家中の或者より優れたる事業的手腕を有しながら、斯くの如き不公平なる待遇を受くるに至りしは、要するに富の一小部分への集中と固定との爲めにして、在來の資本主義は最早絶對に放任し難い状態に立至つて居る。

二 財産世襲の弊害

富の偏在の
原因

右に述べたる如く、資本主義の行詰りは偏に富の偏在の致す所であるが、斯くも甚しき偏在を來したのは抑々何に由るのであらうか。如何に智能の優れたる者にありても人一代の努力に依る財産の蓄積額には自ら限度がある。然るに之を子々孫々に傳へ利に利を生ましむれば、天變地異若しくは急激なる經濟界の變化なき限り、其の財産の膨脹は底止する所を知らないのである。今や我國に於ても大財閥の財産は己に其の趨勢を辿りつゝある。尙ほ斯くの如き特殊の者は別とするも、今日有数の資産家と稱せらるゝ者は、一部の老實業家を除き殆んど皆家譲りの財産を受け継ぎたる者のみであるが、現在は無一文より大資産家となる事が不可能なるに反し、己に大資産を擁する者は居ながら太るのみにして、中小資産家は細るか倒産か、貧富の懸隔は益々甚しくなり、之が爲めに富の偏在を極端ならしむるのである。個人能力の差に依りて貧富の別を生ずるは止むを得ぬ。然るに個人之力とは關係なく他の原因にて貧富の懸隔を來し而も其の勢ひ益々増大しつゝあるのは、一に財産世襲の弊害でなければならぬ。而も財産の世襲は單り貧富懸隔の原因たるに止まらず、凡有る社會上の不合理も皆之が爲に生ずるのである。現に一方には多數の貧者ありて其の日の生活にも追はれ、いた

財産相續と
徒食

いけなる兒童にして納豆賣り若しくは夕刊賣り等をして、家計の手助けをせねばならぬ者もあり、甚しきは生活難の爲め一家心中をなす者すら有る中に、一方には働き盛りの健康なる青年が家譲りの財産にてなす事もなく、暖衣飽食は愚か放蕩に身を持ち崩す如き者あるは一に此の制度の罪である。

併し翻つて考ふれば放蕩に身を持ち崩して財産を失ふ程散ずるのは、或は却つて社會の爲めには望ましき事かも知れぬが、最も厭ふ可きは、資産家に生れながら理財の方面のみ長けて、贅澤もせず、又自身は事業にも携はらず巧に金を運轉して利殖し、居ながらにして財産を殖やす者の相當に存在する事である。彼等は全く資本の力に依りて大衆の搾取を是れ事として居るのである。自身陣頭に立つて事業をなすならば、さして世に利益を與へずとも多少存在の意義はある。然るに折角學問しながら學問を活用もせず、唯資本に利を生ましめて財を得る事のみ務めて居る人間ほど社會を毒する者は無いと思ふ。斯くの如き者に限り金持獨尊主義にして他人を眼下に見下し、傲慢無禮の態度を以て人に接する甚だ不愉快なる徒輩である。而して中には働けば相當なる働きをなし得るに拘はらず、資本の利に比較すれば働いて得る報酬は少額なる爲め、働く事を馬鹿らしく感じ殊更遊食して居るのであつて、此の重大時局下にありては彼等の衣食だけでも國家の損害である。之も偏に讓受けたる財産あれば

一君萬民政 治の意

こそであつて、無資産ならば彼等と雖も働かざるを得ぬ。結局國家は財産の相續を許して遊民を作つて居るに等しいのである。

併し人に依りては財産の世襲を禁ずることを以て、我國體觀念と相容れざるが如く思惟する者があるが、寧ろ生れながらにして大なる貧富の差あるが如き不公平を除いた政治こそ本來の我國體に合致するのである。我國は一君萬民政の國であるが、一君萬民とは皇室の下に萬民平等の意である。即ち大君の下に一視同仁、萬民平等の恩澤に浴する事である。従つて何人も親の貧富に拘はらず生れた時は裸一貫として國家より公平な取扱ひを受くるのである。但し平等の恩澤と謂ひ公平な取扱ひと云ふも、必ずしも各人の収入や待遇が同一と云ふ意味ではない。國民は社會制度や經濟組織の如きものより不法な束縛や障害を受けず、自由に其の能力を發揮する事を得て、之に應じた報酬と待遇とを得らるゝ事である。即ち力のある者はあるに比例し、無き者は無きに應じ、適材適所、人各々その所を得らるゝを云ふのである。

然るに封建時代には武士世襲の弊に依り政治的には才能ある者も下積みとなつて才能を延ばし得ず、凡庸なる者が上に立つて支配し、不適材不適所の最も顯著なる例を示し、人は甚だ不公平な待遇を受けて居た。然るに今日は財産世襲の弊に依り大衆は經濟的に公平な待遇

封建制度の 弊

を受けざる事を妨げられて居る。而して經濟的不公平が原因となつて、有能者にして一生其の能力を存分に働かすを得ない者が多數にある。之は一君萬民政の趣旨に反するものでなくて何であらう。されば封建制度を打破して庶民の自由を妨げたる武士を除きたると同様、今日民衆の自由なる發展を阻害する原因たる財産世襲制度を廢せよと云ふ議論は、決して我國體觀念に背馳するものではないと思ふ。

現在歪められた經濟組織の爲め、大衆は其の智を磨き、且つ自由な活動をする事に如何に掣肘を受けて居るか、又今日の社會が如何に適材適所主義ならざるかは、各人の修學上の不公平及び人々の社會に於ける地位が必ずしも其の能力に應じて居らぬ事實に依つて明かである。現に資産家の子弟の中には凡庸にして度々入學試験に落第しながら、結局金の力にて最高學府まで出づる者あるに拘はらず、貧家に生れたる者は、如何に學業優秀なるも上級の學校には行き得ないのである。曾つて帝都に於て不良學生狩を行ひたる時、某大學豫科の一年に四年もストップして居た者が有り、其の學生は郷里の父親より毎月五十圓の送金を受けて居るに拘はらず、母親がそれだけでは不自由ならんと別に菓子折の中に忍ばせて毎月五十圓宛送つて居たとの實例が擧げられてあつた。而もストップする理由として、學生をやめたら遊べないからと云つたとの事であるが、之を苦學まで志しながら社會の世智辛き爲め目的を

不公平なる 社會

適材適所に
非ず

果し得ぬ者あるに想到すれば、其の矛盾は如何ばかりであらう。併し財産の世襲を禁じたりとて一代にして財をなす者のある以上、不肖の子と雖も金に飽かして學問をさせ度く思ふは人情故、右の如き事例の生ずるは絶対に避け難いと云ふ者も有るであらうが、それは教育制度の革新に依つて十分防ぎ得ると思ふ（教育制度の革新に就ては後に記する事とする）今日の社會は學歷が第一に物を云ふのであるから、貧家の子弟は人生の出發點に於て己に自由の進路を閉ざされて居るのである。

斯く現在は獨り修學の上に不公平が有るばかりではない。社會に出て活動する上に於ても自ら財産を作りたる程の有能者ならば兎も角、漫然受け継ぎたる資本の力にて其の器にも非ざるに大會社の重役に列し、或は大商店の店主として、又大工場の所有者として多數の人を驅使する者のある半面に、可惜有爲の才を懷きながら資力なき爲め人の下積となつて過さねばならぬ者もあるが、之等は果して適材適所と云ひ得るであらうか。

思想上の問
題

斯くの如く財産の世襲には種々の大なる弊害が有るが、就中最も憂ふ可きは思想上の問題であらう。過去に於て我國體觀念を無視せる幾多の危雄思想者が輩出したのは何の爲めか。又滿洲事變後〇〇内にも右翼的ではあるが〇〇思想が擡頭して幾多の不祥事も起つたが、之等は左右と程度の相違こそあれ、要するに富の分配の不合理性を正さんとしてゝある。但し

三方満足
の案

前者の思想が吾人とは根本的に相容れざるものなる事は言を待たぬが、後者にありては一部過激の手段に出でたる者は別として、其の他の者の主張には或程度まで耳を傾く可きものがある。又今後戦地より凱旋する出征兵士の思想や思惑にも大に留意する必要がある。假初にも彼等に不平の念を生ぜしめてはならぬ。彼等が生命を捧げ奮闘して得た權益が、若しも資本家の壟斷に委せしめらるゝが如き事あらば、戦線にて勞苦せし勇士は何と感ず可きか。

とは云へ支那資源の開發は結局資本家の手に委ねるより外に良法はないのである。若し之を欲せざるならば、國家が自ら其の衝に當らねばならぬが、多くの事業を國營とする事は能率の上より見るも、又産業界の發展上よりするも不利益の場合が多い。然らば事業を資本家の手に委ねながら、其の収益を私しせしめざる方法ありやと云ふに、極端に其の収益に課税するは其の一方法であるが、利益の餘りに少き事業に投資する者も、亦自ら進んで經營の任に當らんとする者も無いであらう。されば投資し若しくは經營の任に當る者には満足するだけの利益を與へねばならぬ。而もそれが爲め民衆の不平を招くは避け難い所であるから、一時資本家の欲求を満足しむるも結局に於ては其の利益を國家のものとする事とせば、民衆も納得し資本家も満足し且つ國家としては大利を收むる最上の策ではなからうか。

三 進歩を阻む制度

大化の改新

日本に於ても曾つて財産の世襲より生ずる不合理を是正せんとして大化の改新の如き事が行はれた。大化の改新に於ては斑田收授法を立て、土地を一切國有とし、人民六歳に至れば男子には二段、女子には其の三分の二を給し、死すれば之を回收して財産の相續を禁ずる事の範を垂れた。當時の財産は土地が殆んど主であつたが、土地の内でも水田以外は今日と異り甚だ價値が少かつたから、口分田たる水田の世襲禁止は事實上財産の世襲禁止と同じだつたのである。而して大化の改新は外形こそ支那の模倣であつたが、其の實は人民の生活を保障し、其の自由と幸福とを主眼とした崇高なる皇道精神の現はれである。支那の斑田制は國家的需要を充す爲めの方便であつたが、我國のは一部少數者の横暴下に苦しんで居た多數の國民を救済せんとして行はれたものである。それは當時の社會状態に照せば一見して明瞭である。

(32)

大化改新の
原因

上世の我國は氏族制度であつて、大小様々の氏族が分立して居た。而して最初氏の上即ち氏の長は同氏内の宗家であり且つ支配者であつた。又氏の有する土地も氏の上の私有でなく氏全體の共有であつたから、氏内の者の生活は比較的安樂であつた。然るに時勢の推移と共に

に氏の内容に變化を來し、初め同じ血縁の者の集合でめつた氏内に異分子が混入し、且つ氏の人口が増加すると共に、氏の上は次第に宗家たる色彩を失ひて、氏内の一般人に對し従前の如く溫情的でなくなつた。其の爲め漸次に權力を濫用して氏の土地を己が私有となし、且つ氏内の者を使役して、之を搾取すること今日の資本家よりも甚しきものがあつた。此の弊害を除去せんとして行はれたのが大化の改新であつて、其の目的とする所は大小氏の上より土地を沒收して、民衆に公平に分つと共に、其の相續を禁じて貧富の差を少からしめんとしたにあるは疑ひない。然るに詭辯を弄して大化の改新は富の偏在を防がんとしたものでないと云ふ者もあるが、當時唯一と云ひ能はずんば最も主要なる財産たる水田の相續を禁止した事が、富の偏在を防がんとしたものでなくて何であらう。之を以て見るも一代財産制が我國體に悖るものとは云ひ得られぬのである。後に此の制度は幾許もなくして亡びたが、それは之を運用する後繼者に其の人が無かつたからであらう。

併し永續しなかつた原因は他にもある。それは斑田口分法は一見公平の如く見えて實は甚だ不公平だつた事である。人民が六歳に至れば男女に依つて多少の差を附するのみにして、體力の強弱如何に拘はらず同面積の耕地を給付すると云ふ事は各人の能力を無視するものであつて、能力大なる者も小なる者も同一に扱ふは甚だ不公平である。尤も人の能力は其の働

大化改新の
缺點

(33)

個人能力の發揮

きを見て始めて判定し得るのであるから、六歳と云ふ未だ勞働し能はぬ時に貸與するとせば最初は同一面積とするも止むを得ないが、後に至り農耕力の大きな者には耕地を増大し、其の收穫に應ずる擔稅なり生活なりをなさしむる事とせば、人は全力を盡して働き、必ずや好結果を生じて永續したかも知れぬのである。

各人が全能力を發揮して初めて社會は進歩するのであるから、政治の要諦は人をして十分智能を盡さしむるにある。されば世襲は禁じて一代之間は其の人の力のある限り如何に巨萬の富を積むも差支へなく、大に働いて大に儲け、而して宏大なる邸宅にも住む可し、世人を驚かす程の豪奢をも盡す可しと云ふのでなくてはならぬ。斯くしてこそ人は初めて其の才能を遺憾なく發揮するのである。併しそれでは矢張り富の分配の不平等は免れぬが、人の能力に應じた差ならば如何程生じても差支へないのである。共產主義者に非ざる限り絶對的の平等を望む者はあるまい。絶對的の平等と云ふ事は所詮言ふべくして行はれ得べきものでもなく、又世に存在し得ない。共產主義者の現世に於ける理想郷たる蘇聯に於てすら各人の報酬には夫々差があるのである。己に差を認める以上額の多少は問題ではない。併し額の多少を論ぜずと云ふも人一代の蓄積額には自ら限度があるから、其の世襲を禁ずる限り、子々孫々繼承して無限に伸び行く財産と異なり、其の弊害は云ふに足らぬであらう。即ち財産を所

個人資本の活動

有者の死と同時に國庫に收むれば、國家は軍備の充實や社會施設等の爲め再び之を民間に放出するのであるから、富は一局所に固定する事なく(假令多少固定する事ありとするも其の期間至つて短く)又富の集散が活潑となつて今日程の偏在を來さない。而かも蓄財する人も初めは無一文であり、全く自己の努力に依つて産をなすのであるから、資本の力に依り働かずして財産の膨脹するのと異なり、今日ほどの不合理性がない。

されば國家は人の財産を作る事には、勤勞して蓄積するは素より、資本を働かして殖財する事にも何等の掣肘を加へざるのみか、寧ろ大に之を獎勵す可きである。個人資本の活動は多ければ多い程國家も社會も利する所が大である。之を禁じ若しくは之に制限を加ふるは人に全能力を發揮せしむる所以でない。尤も國策の爲めになさるゝは別であるが、制度若しくは經濟界の事情等に依りて個人資本の活動が掣肘を受くるが如きは、人類社會の進歩の爲め取らざる所である。

國營主義の長所

蘇聯の如く、私有財産は認めても個人資本の活動を許さざる國にありては、財産は所有者の生活に役立つ外は精々慈善事業か公益上に之を使用し得る程度であつて、甚だ利用價值が少い。尤も蘇聯の如く凡有る事業を悉く國家の手に依つて行ふのも、民衆の幸、不幸は別とし、國家として強大となる一方式ではある。蘇聯が革命以來僅々二十年餘にして今日の基礎

を築き得たるは、要するに物と事業とを總て國有として國家本位に經營し來つたからである併しそれは國の主腦部にスターリンの如き有能者ありて縦横の手腕を振つたからである。

斯かる制度の國にありては、國政の衝に當る者に優秀な人物のある間は國家は強大となるが、然らざれば國家の發展は期す可からず、甚しき時は退歩する事すら有り得る。現在の蘇聯も、民衆の生活は資本主義諸國に見るが如き甚しき差異なく、且つ諸般の社會施設も稍々備はりて一見明朗な社會の如く見ゆるが、凡ての機構が餘りに千篇一律であつて、社會に潤ひがない。又國家として強大とはなつても、文化の進歩に於て到底自由主義經濟の社會と太刀打が出来ぬ。第一に事業は國家以外に起す者がないのであるから、其の種類が甚だしく、到底廣汎なる社會の要求は満たし得られぬ。又學問や技術も國家の機構に必要な部面のみ進歩して、民衆個々の欲求に應ずるものが少いから範圍が大に局限せられる。又私有財産は認めても、資本を活用して之を増殖する事が出来ぬとすれば、個人財産の蓄積は程度が知れたもの故、宏壯美麗なる邸宅を建築する事も、優れたる美術品その他高價な物品を購ふ事も不可能である、従つて其の需要に應ずる高度の技術や工藝も發達し得ぬ道理である。斯くて事業、學問、技藝、美術等に於て自由主義經濟社會の百花撩亂なるに比して甚だ見劣りせざるを得ぬ。唯國家の要求する方面のものゝみは發達するとするも、文化全般としては跛行的な

るを免れず、或種の學問技術等は何時まで國外に仰がざるを得ないであらう。

之に反し個人資本の活動する社會にありては、事業は千様萬態、物品は民衆の欲する所に應じて立所に生産せられ、之に従つて技術も學問も進んで行く。又文學も美術も技藝も民衆の生活に深く食ひ入つて、社會に潤ひのあることは、國家萬能にして民衆は政府のサラリーマン同様の生活をなす單純な社會に比して同日の談でなく、民衆の慾望と之に應ずる爲めの資本の活動と兩々相待つて文化は益々進んで行くのみである。人は各々慾に依りて動く。而して慾には物質慾もあれば名譽慾もあり、研究慾もあり、又徳道的慾望もある。従つて此慾さへ押へなければ富も増し、學問、技藝、道德等皆進む。併し其の根本の推進力となるものは結局物質である。例へば或發明をなすにしても、之を企業化する望みがなければ研究する者に根氣が續かぬ。又如何に優れた小説や繪を書いても、賣れる見込がなければ熱が出ないであらう。慈善事業すら金がなければ出来ぬ、而して發明を企業化するのも、美術品を買ふのも、慈善事業をなすのも金が豊富に有つて始めて出来る事である。併し金を多く得る事は單に勤勞のみでは困難であつて、資本の活用によつて始めて可能なのである。尙ほ人は慾望を満す爲に金を得んとするが、又金を得る手段として他人の欲求するものを與へんと努力するのである。従つて自由主義經濟の社會にありては因果相廻りて益々各方面の發達を促すの

弊害は同一

である。

然るに私有財産は認めても個人資本の活動を許さぬ社會にありては、到底斯くの如き事は望み能はぬ。況んや財産の私有をすら認めざる共產主義社會なるものが、如何に無味乾燥にして、人類は遂には原始状態に歸るの外途なく、文化の向上等は思ひもよらざる事が明かであらう。されば私有財産を認むると共に、其の資本化をも許す事は、個人の活動力を旺盛とし、社會を進歩せしむる所以である。併し財産の世襲を許せば、富の偏在の爲め事業は一部資本家の手に獨占せられて、民衆は殆んど之に關與するを得ず、個人資本は事實上制限を受けたと同様の結果となるであらう。而して事業が唯國家の手に依りて行はると、少數資本家の手に委せらるゝとの相違こそあれ、其の弊害は蘇聯の如き國營主義と大差なく、寧ろ中間搾取のあるだけ民衆の迷惑は多いかも知れぬ。斯くて自由主義經濟の特長は著しく損せられ、遂には社會の進運をも阻害するに至るべく、かゝる制度は生物進化の原則を認める以上自然の方則に背馳するものと云はねばならぬ。

四 天理に背く社會

自然の法則

兎角の批評ありとするも、進化論は現代の鐵則である。然らば進化のラインに沿ふて歩む

こと、即ち人類にありては個人も社會も進歩する方式を取つて行動する事が自然の理に合して居るのである。故に退歩を招くが如き生活様式を取る事は、天理に背いて居ると云はねばならぬ。此の意味に於て私有財産制を認める資本主義は、天現に叶つて居るが、財産の私有を認めぬ共產主義は天理に背いて居ると云へる。併し資本主義も弊害累積して社會の進歩を阻害するに至れば、矢張り自然の法則に背く事となるのである。此の理は私有財産制度發達の過程を見れば極めて明白である。

弱肉強食

財産私有制度の起つたのは何時頃からの事か知らぬが、弱肉強食は原始時代の特長であつた。此の時代に於ては強者は恣に弱者の物を掠め、それが爲め弱者は常に生活の脅威を受けて居たのである。甚しき時は弱者は其の生命をも奪はれ、強者に非ざれば生存は覺束なく、或意味に於ては適者生存の好適例であつた。若し何時までも斯くの如き状態のまよであつたならば、人間は争鬪をのみ事として他を顧みるの餘裕なく、人類の進歩は望む可くもなかつたであらう。而して此の時代は獨り人間同士の争鬪が激烈であつたばかりでなく、人は猛獸その他の動物とも鬪はねばならず、一日として安穩の日は無かつたのである。

所有の觀念

依つて人は信じ得る者同士が集つて一のグループを形成し、外敵に對して共同防衛をなすに至つた。併しその防衛は、直接生命の危険に對するものが主であつて、食料は各個が時々

必要に応じて獲得し、多量に貯蔵するが如き事は無かつたのである。然るに此の集團生活が稍々進歩して遊牧時代前後となりては、食料被服等の生活資料は、不時の備への爲め常に相當の貯蔵をなすに至り、物の所有と云ふ觀念も漸次に強くなつて來たのである。而して生活資料は獲得も共同になし、貯蔵も共有として共產主義形態を取つて居た事もあり、又獲得所も各個別々の事もあり、時代に依り或は部落に依り一定して居なかつたであらう。集團生活が遊牧若しくは獵獲本位より進んで農耕時代となるや、生活資料は獲得及び所有とも多く各個別々となり、物の私有制度が漸く明瞭に行はれ始めたのである。但し農耕時代に入りても尙ほ共有制のものも有つたかも知れぬが、何れにせよ共產主義形態の社會は、比較的原始時代に近き頃一部に行はれて居たのである。

集團生活も初めは小規模の爲め外敵に對する防衛に迫られ、一集團内は比較的平和で無法を働く者も少かつたらうが、集團の規模が大となり其の内容も段々複雑化して生活難を生ずるに至り、集團内に於ても暴力を以て他人の所有物を奪ふ者が現はれて來たのである。然るに之と共に人類社會には單に集團内の長老若しくは頭目と稱する如き者と異なり、社會に組織と秩序とを立て、人々を支配する統治者が現はれて、人の生命は素より他人の所有物を奪ふ事を固く禁じた。但し小規模の集團生活時代にありても、人を害し或は他人の物を奪ふ者

能力發揮の
世の中

には共同制裁を下し、又は支配者格の者が之を罰したのは勿論であつたらうが、而も一人にて餘り多くの物を貯ふれば他人の嫉妬を招きて安全に之を所有し能はなかつたであらう。依つて人は日々の生活に必要な物の外は、多量に物を得る事に努力せず、殆んど其の日暮しの氣分であつたに相違ない。要するに所有物の完全なる保護が行はれ始めたのは、社會が進んで國家なる形態が出来て後の事である。斯くて人は他より暴力を以て物を奪はるゝ憂ひが全く去つたので、働きのある者は得らるゝだけ多くの物を獲得して蓄積し始めた。茲に於て人は力に應じて働き、働きに應じて物を得、其の能力を十分に發揮し能ふ世の中となり、其の爲めに社會は急速に進歩し始めたのであつて、之が自由主義經濟社會の特長である。

然るに共產主義社會にありては、人は能力に應じて働かねばならぬが、如何に働きの大きな者も、それに應じて物は取り得ないのである。取り得るのは唯必要とする分量だけであつて、物の私有を認めないのであるから、餘分の物を取る事は許されぬ。之に反し働きの小さな者も必要な量だけは分配せられ、甚しきは働きの出來ぬ者も生活資料の分配に與る。従つて働きの小なる者や、働きの出來ぬ者に取りては好都合であるが、活動力の旺盛なる者に對しては誠に詰らぬ社會である。共產主義社會は公平を特長として居ると云はるゝが、公平なのは分配の方面だけであつて、人の待遇は甚だ不公平である。それでは折角大なる能力を持

共產主義の
不合理

貧富の別

つて居る者も發揮し甲斐がない故、理論上に於ては如何あらうとも實際問題としては怠ける者の生ずるを防ぎ得ぬであらう。従つて人は其の能力を十分に發揮せず社會は進歩するは愚か退歩する可能性が多いのである。

之に反し自由主義經濟の社會にありては、人の収入は働き次第であるから、何人も當然に努力する。唯其の結果として各人の収入には夫々差がある爲め、漸次に貧富の別を生じて、其の生活状態も千様萬態となつて來た。特に所有權の確立と共に強者は多々益々取り且つ蓄へて貧富の懸隔も甚しくなり、之に従ひて人々の生活程度にも大差を生じ、宏大なる邸宅に住み暖衣飽食、豪華の限りを盡す者のある反面に、陋屋に住み粗衣粗食、辛うじて其の日を送る者もありて、一見不公平の如き觀ある社會となつたが、それでも猶ほ天理に反するものとは云はれぬのである。何となればそれは各人の資質、能力、勤惰の差異より生ずる自然の結果であつて、外部より加へらるゝ人爲作用に依るものではないからである。

天分の相違

各人の資質の異なるのは天のなせる所であつて、生れながらに備はる人の能力を天分と云ふのは之が爲めである。地球上の生物何一つ寸分同じと云ふものはない。各々形も大きさも力も皆異つて居る。特に人間は生れながらにして姿、形は素より智慧、才覺、手腕、力量等皆同じでない。従つて働く方面も異なれば働きそのものにも非常に差がある。延いて働いて得

不自然の現象

る報酬にも相違を生じ、各人の生活様式及び程度を同様律し得ないのは止むを得ぬ。若し智者も愚者も才能ある者もなき者も同じ様な生活に甘んぜよと云ふなら、それこそ各人の天分を無視するものであつて不公平も甚しいと云はねばならぬ。故に國家が各人の活動、収入及び生活等に何等の干渉をも加へないのは、天理に順應したものである。

然るに貧富の別も人の能力の異なる爲めに起る自然現象である間は、如何に其の懸隔が甚しくとも止むを得ぬが、不自然の人爲策が加はつて人が之に苦しむに至れば、國家として放任す可きではなからう。現在の貧富は決して各人資質の差より生ずるものゝみではない。寧ろそれ以外の原因の方がより有力であらう。而も其の懸隔の甚しきは言語に絶し、強者は益々取り且つ蓄へて其の富は無限に延びつゝあるに反し、弱者は如何に粒々辛苦するも辛うじて生活し得るのみ。甚しきは強者の爲めに蓄へられて弱者は取るの餘地なく生活の途すら失ふに至り、原始時代とは別の意味に於て弱肉強食が現出せられて居るのである。而して之は個人の力以外、資本なる巨大な壓力が別に弱者の頭上に加はつて來た結果である。素より主として個人間の力量の相違より貧富の別を生じたる時代に於ても、資本の力が少からず作用して居たのは事實であるが、今日の如く絶對的の力ではなかつた。然るに今は資本の力が絶對的の大壓力を有し、其の前には個人の力の如きは誠に微々たるものにして云ふに足らぬの

進歩し難き
社會

である。

従つて強者の意義も漸次に變遷し、初めは體力の優れた者であつたが、中頃智力の秀でた者となり、今は資力ある者となつた。而して體力及び智力の優劣に依る間は強弱の區別も天のなせる所であり、又資力も常人の作れるものなれば其の者の能力の延長であるから之も不自然の作用に依るものとは云ひ難い。然るに他人の作れる財産を無償で繼承した結果強者となる者に至つては、之を天授の能力者として承認する譯には行かぬ。而も今日普通人は斯くの如き強者に壓せられて自由の活動をなし得ず、其の天分を十分に發揮する能はざるに至つて居るのである。故に現在の資本主義は共產主義と同様、人の才能及び活動に掣肘を加へて社會の進歩發達を阻害せざる迄も之に貢獻する事少きに至つた。即ち天理に背き始めたのである。體力的の適者生存が原始時代の特長である事を思へば、假令へ強者の意義が異つて來たにせよ、弱肉強食的の適者生存の社會は決して進歩した形態とは云ひ難いのである。

されば資本主義の弊害を放任して、斯かる社會に満足して居る英米佛等の如き國家は、近き將來に於て必ず衰退するであらう。我國は斷じて之に見做ふ可きではない。貧富の別が單に各人の生活に差のある程度に止まる間は國家として之に干涉す可きに非ざるも、其の爲め人の自由の活動を束縛して社會の進運に影響を及ぼすに至れば、如何なる手段を講じて之

國民全般を
基調とせよ

を是正せねばならぬ。而して其の方法としては財産の世襲を禁ずるに若くはなく、之に依り凡有る弊害を除き得て人類の進歩を促し得るのである。然るに財産を子々孫々に傳へる事は長い間の因習であるから、之を禁ずる事を非常な不合理と考へる者が有るかも知れぬ。現に相続税の増徴は素より其の徴收すらも妥當ならずとして居る者も有るが、それ等の人は單なる因習に小理窟をつけ、國家を資産家の立場のみより觀察し、國民の大多數が無産者なる事を忘れて居るのである。今一段高所に立ち國民全般を基調として論ずるなら、財産の世襲には何等正當なる理由なく、寧ろ之を禁ずる事に大なる理論的根據がある。

五 世襲の理論的無根據

人が働いて物を得、而して之を散ずるも蓄積するも其の人の自由である。如何に巨額の富を有するとも、正當なる手段を以て得たる限り、個人は素より國家と雖も之を奪ふ權利はない。併し原始時代未だ人類社會に秩序のなかつた頃は、暴力を以て他より物を奪はれて居たのである。此の憂ひが無くなつたのは人間が集團生活に入りて後の事であるが、而も當時は一人にて無制限に財物を蓄積し得られたか否かは不明である。多々益々得るに従ひ、之を蓄積して保有するは國家なる形態が生じて後始めて可能となつたのである。即ち國家が形成さ

財産保有は
國家のお蔭

る、や、其の施設は國民の生命と財産とを保護する事に重點が置かれた。此の二事が國民の國家より受くる最も大なる恩惠である。其の内生命の安全を保證するは國民の均等に受くる權利であるが、財産の保護は主として資産を有する者の受くる恩惠であつて、無資産者には關係薄く、中には他人の財物を奪はれざる事に苦痛を感じる者すらある。而して財産を有する者に對しても財産が多ければ多い程、國家が其の保護の爲めに力を費す事は大きいのである。されば物を得ると云ふ事は其の人の働きに依るものとしても、蓄積して安全に保有する事は其の人の力に依るものでなく、偏に國家の御蔭であつて、國家が無ければ財産は常に他よりの掠奪を免れぬであらう。亡國の民が元は富豪でありながら無一物となつて流浪する事のあるは、國家ありて始めて財産の保有が可能なる事を知り得る好箇の例である。

斯くの如く元々國家の庇護にて蓄積した財産であるから、永久に私しす可きものではない或時期即ち死と同時に國家に返上するが極めて至當であらう。それでも當人としては生前他よりも有福な生活をなし、且つ蓄財慾を満足せしめた利益がある。但し人が財産を作るは單に自己一身の爲めのなみならず、家族の身の上をも考慮しての事であると云ふならば、遺族の生活費と子弟の教育費程度のもを繼がしむる事を要求する權利はあらう。併しそれ以上の財産を我子孫に傳ふ可き理由もなければ、又之を正當づける何等の根據もない。子孫には寧

私す可きものに非ず

西洋の思想

る養育してやつた恩こそあれ、物と與ふ可き義務が何處にあらうか。無資産者は子孫に何物も残さぬのみか老後には其扶養をすら受けて居る。子を育て、やつた代りに子より扶養を受けるのは、倫利論は別として權利義務の正しい交換である。

然るに權利義務を八釜しく云ふ歐米に、子は育て、やつたにも拘はらず、老後身貧に迫りながら子より扶養を受け得ぬ不幸な親が多數にある。而して世間も之を怪まず、又親も當然の事として諦めて居るのは、我等には解し難い風習であつて、親にのみ片務的の義務を負はずとは不合理も甚しいと云はねばならぬ。之に依つて見れば親の爲めに計らずして子の爲にのみ計るは歐米の思想であつて、東洋の道德とは一致せぬ。現に我國に於ては貧家の相続者たる者は何れも父母を扶養する義務を負はされ、且つ其の義務を果しつゝある。

世襲に理由なし

斯くの如く一方には親の老後の生活を負擔せしめられて居る者があるに拘はらず、他方には親に資産がある爲め其の負擔より免れて居る者が有るのである。之すらが彼等に取りては恩惠であらう。然るに其の上に猶ほ特別の利益に浴せしむるとは餘りに不公平である。富者の子、それも全部の子に非ずして家督相続者たる唯一人の子(或場合には子ですらなき者が)其の蓄財に何等の貢獻もなさざるに、無償にて之を讓受けらるゝと云ふ理が何處にあるであらうか。

世襲は漫然たる習慣

事實財産の世襲には之と云ふ理由も亦さしたる必要もなく、唯漫然としたる習慣が漸次に廣まり且つ續いたものと解する外はない。而して斯くの如き世襲の風が元となりて、一時封建制度の如き變態的の社會も生じたものであらう。されば獨り我國のみならず世界各國とも封建制度の廢止と共に財産世襲の風も改められなければならぬ筈であつたが、總てのものを一時に合理的に解決し能はぬが世の常であつて、既成勢力の打破はなか／＼容易ではないのである。

貧富と運命

如何なる觀點よりするも、國民中極めて少數な資産家の家督相續者のみを幸福とする制度は不自然である。或は人に依りては、人間は生れながらに夫々異りたる能力を授けられて居る如く、金持の家に生まれるのも貧乏人の子に生まれるのも、又等しく金持の子にても家督相續者となり、或は相續者たらざる身分となるのも、偏に其の人の運命であつて人力の以て如何ともなし難い所であると、總てを宿命として片付け様とする者もある。併し各人の能力に差のある事が宿命なる事は争ひ難いとしても、富者貧者の子に生れ、且つ財産の相續者になるとたらざるとは絶對的の宿命ではない。各個に異りたる能のあるは、人類が未だ進化の途中にありて動物であつた時代よりの事である。普通獅子を百獸の王と呼びて一番強いものとして居るが、獅子の内でも弱いものは虎に負けるものも有る如く、強弱の差は同一種類の動物

不自然なる作用

物内にも有る事は争はれないのである。

然るに貧者富者の別は人類が動物より進化して人間となつた後も長い間なく、國家なるものが形成されて後始めて生じたもの故、貧富の別は人類進化の跡より眺むれば極めて短い期間内の出來事であり、而も生れながらにして甚しき貧富の差あるは、財産の世襲が大なる原因であつて不自然なる人爲作用に基くものである。已に不自然な人爲作用の結果とせば人力に依り之を是正する事も亦容易である。即ち財産の世襲を禁じ、且つ貧家の子弟に對しても修學及び事業資金を得る均等の機會を與ふる政策を取れば、生れながらの貧富の別は大半除き得ると思ふ。

國費の使途

元來國家の保護に依りて財産の蓄積と保有とをなし得たるものなる以上、死と同時に之を國家に返上す可きが當然なるのみならず、國家としても之を收納するが合理的である。何となれば國家經費の大半は窮局する所、國民の生命と共に其の財産保護の爲めに使用されて居るのであるが、苟も國帑は一部少數者の利益の爲めに偏倚して使用す可きではないからである。財産の所有を一代限りとせば、國家は如何に多額の經費を其の保護の爲に費すとも、其の財産は將來國庫に入るのであるから何人の爲でもないが、相續を許せば相續者の利益の爲めに多額の經費が費さるゝ事となるのである。

國家は國民總てに對して公平であらねばならぬ。然るに今日まで各國とも財産の相續を許すが如き不公平な制度を取り來つたのは、何人の所有にてもあれ、財産の多くは貨幣に非ずして千差萬別、之を收納するも其の處分が困難の爲め、自然國家は之に手を觸るゝ事を避け、家督相續者に之を繼承せしめて其の保管と活用とをなさしめ、之より上る収益に課税するを便としたが爲めであらう。特に往昔は政府の機構單純にして、財産の保管活用は素より其の處分をなす如きは到底煩に堪へなかつたに相違ない。又近世に至り國家の機構稍々複雑となりて、各種の機關備はるに至りとは云へ、之に比例して民間財産の内容も多種多様となり單に動産不動産等のみ止まらず、諸種の事業及び權利等、從來の如き政府の機構を以てしては、之を收納するも如何ともなし難いものが續々生じたのである。

然るに現今にては政府の機構愈々細緻となりて、總ての方面に對應性を有するに至り、國有財産の外、種々の官營事業もありて、政府自ら事業主となる事すら可能となつたのである。されば我國に於ても主要産業を總て國家の手に依つて行ふ事を主張する産業奉還論の如きものも起り、又蘇聯の如く民間の者には絶対に企業を許さず、一切の事業を政府自ら營む如き複雑の機構を有する國家すら生じて來た世の中である。然るに民間の諸財産は之と反對に漸次に證券化して單純となり、其の收納及び處分は比較的容易となつたのである。斯く財産の

收納が可能となりし以上、最早世襲は禁ず可きである。元來國家施政の目標は國民最大多數の最大幸福を計るにあり、決して一部少數者の利益の爲めに民衆多數の幸福を犠牲にす可きものではない。されば資本主義に依り國運大に伸張して、一般人民の幸福を増進し得る間は何等顧慮する所なく之に依る可く、而して其の特長著しく減じて弊害を生じ、國民大多數の福利に反するに至れば、其の原因を釋ねて適當の改革をなさねばならぬ。

先に資本主義には一大糜爛箇所を生じたと云つたが、人體に大なる腐爛箇所のあるを放置すれば全身に毒が廻りて生命にも影響を及ぼすと同様、資本主義も病所を切開して其の患を除かざれば、やがて資本主義そのものゝ存續を脅かさるゝに至るは明かである。されば獨逸伊太利等は資本の活動に種々制限を加へて、自由主義經濟より統制經濟に移行し、資本主義を個人本位より國家本位に更改しつゝある。それが爲め國勢大に揚り、英佛等現狀維持の老國を次第に壓倒し、且つ國內的にも善果を收め、失業者や乞食は殆んど皆無となり、貧富の懸隔も其の度を減じて、社會状態は大に好轉して居る。されど未だ資本主義の最病所にメスを入れたるものとは云ひ難く、依然生れながらにして經濟上特殊の恩恵に浴する少數者ありて、一般國民は決して公平な待遇を受けて居るとは云はれぬ。而も從來の資本家も利益減少して財産を増大せしむる望み少く、單に資本家なる地位を保つに止まり、經濟的の活動に

於て快味を喫する事は難事である。

我國も亦事變勃發以來頻りに諸種の統制をなして經濟界の傳統を破りつゝあるが、眞の革新と云ふには未だ距離遠く、資本主義の惡弊は容易に去り得べくもない。寧ろ一般人の財界入りは益々困難の度を加へつゝある。されば此の際斷然資本主義の病所となる原因を除き、國民大衆を經濟的桎梏より救ひ、何人も自由に活動して全能力を發揮し得る如き制度とせば大に國家社會の進運を促して天理に順應した政策と云ひ得るであらう。併し唯問題は財産の世襲を禁じて果して人が全能力を盡して經濟的に活動するか否かで、此の疑念は多くの人の等しく懐く所であらう。

六一代財産制と蓄財心

蓄財に對する疑念

如何に財産の所有を認むるも一代限りとして、之を所有者の死と同時に國家が取上げて人は或程度まで財産を作つた後は働かなくなるであらうとは十中の八、九人までが云ふ所である。即ち人が死するまで働きて際限なく蓄財せんとするは皆愛する子等の爲めである、然るに子に財産を譲る事が出来ぬとせば自己の老後の計がなりたる後はそれ以上の財産を作るも無駄として働く事を止め、徒食する者が増加して財界の活動力を鈍らし、國家は經濟的に

大に損害を蒙るであらうと云ふのも一應尤もの説である。併し之は深く物事を考へず早計に斷するが爲めである。

蓄財者の心理

大資産家となる如き人の心理は爾く單純なものではない。彼等が財産を作るのは或程度以上となれば、蓄財そのものが自己の趣味なり道樂なりとなるのである。即ち金儲けが彼等の楽しみなのであつて、決して子孫に遺し度いばかりではない。中には家督相續人と不和にしてあんな奴には鏝一文やり度くないと云ひながら蓄財に専心し、甚しきは譲る可き子もないのに儉約ばかりして働き続け、有るが上にも財産を殖やして居る者もあるが、斯くの如き人に取りては金儲け(と云ふのが意味が狭ければ仕事)が全く自己の道樂となつて居るのである。現に嗣子もなきに數百萬、數千萬の財産を作り、之を悉く公共事業等に投じ、若しくは投ぜんとしつゝある實業界の名士は三、四に止まらない。又筆者の知人にも、子孫の爲には決して美田を買ふ可きものではない。多額の資産を遺せば却つて子供が駄目になると云ひつゝ終生働き続け、巨萬の富を遺して死んだ人がある。

或アイスの例

更に筆者の他の知人なる或アイスは、餘りに吝嗇にして、町内の寄附等も全然せぬ爲め近所の者にも憎まれ、子供等も肩身の狭い思ひをして可哀想故、或時筆者は其のアイスに下の如く忠告してやつた事がある。「貴下は餘生幾許もなく又現在有り餘る程財産が有るに拘は

財産と遺族

らず、猶且つ此の上にも殖して多額の金を遺さんとするは、畢竟するに子供が可愛いからであらう。然るに貴下の如き振舞ひでは子供が世間より憎まれ、却つて子供を可愛がる事にならぬではないか」と云ふと、其のアイスは「自分が金を貯める趣意を貴下は感違ひして居る。自分が財産を作るのは決して子供の爲めではない。我が道樂である。自分は臨終に際しても一圓の金でも入つたと云ふ事を聞けば非常な満足で、子供が總理大臣になつたと云ふ知らせを受けるより嬉しい。子供は可愛くはあるが、自分の道樂を其の爲めに犠牲にする事は出来ぬ。自分から見れば蓄財は飽くまで第一で子供は寧ろ第二である」と答へたのを聞いて大に感心したことがある。尤も此のアイスの如きは極端な例であるが、一代にして巨萬の富を作る人の心理は之に近からずと雖も敢て遠からずであらう。

併し世の中には死後家族が困らぬ様と、それのみを唯一の目的に財産を作らんと齷齪して居る者も確に有るであらう。恐らく大多數の人がさうかも知れぬ、併し其の考へを以て働くのは財産が或程度に達する迄の間の事である。即ち多くも財産が四、五十萬圓に達する迄であつて、それ以上になれば蓄財が楽しみとなつて遺族の爲めなどと云ふ事は第二義的となるものである。自分は如何に豪華な生活をして、遺族の生活としては二、三十萬圓の財産の利子を以てすれば十分と臆氣に考へて居る人が多いであらう。

蓄財の他の理由

然るに飽く事なく蓄財に努力するは金の入る楽しみと、一つはあの人は是れだけの財産を作つた偉い人だと、世間より云はれ度い爲めの名譽心からである。されば多額の財産を作つた者は、國庫に貢獻した功勞者として政府に於て表彰する事とすれば、蓄財家は死するまで働いて大に貯めるに相違ない。況んや國家が唯財産を收めるだけでなく、遺族の身の上をも考慮して、收納せる財産額に應じて扶助料を支給するなり、或は扶助料に相當する利子を生むだけのものを相続財産として認める事とすれば、何人も遺族に少しにても有福な生活をさせんと、猶更多く残す事に努力するは明かである。全財産を相続せしむるものなれば二、三十萬圓か、四、五十萬圓もあれば十分と考へて、それ以上働く事を止める人も、遺族には財産額に比例した扶助料程度のもが與へらるゝに過ぎぬとせば、遺族の事を深く思ふ者ほど多額の資産を作り置かんと心がけるから、今よりも猶ほ人は多く働いて多く貯める事に務むるであらう。

生前の重税は不可

大體個人の所得税の如きは出来得るならば餘り多くを取らねがよいと思ふ。附加税其の他を合し収入の過半に近き額を取られては、働く氣力も失せるものである。先般の大増税以來後進に途を譲るを名として、第一線より退いた實業界の元老株が相當にあるのは、此の間の消息を物語つて居るものではあるまいか。實業界に限り働けば死ぬまで働き得る所である。

然るに多数の人が現職より遠ざかつたのは、隠退すれば税金が減るからであつて、生前に於ける重い課税の方が寧ろ人の努力心を鈍らすものである。

されば第三種所得税の如きは、事情の許す限り軽減して蓄財に楽しみを與へ人をして大に努力せしめ、死後國庫に收むる財産の額を多からしむるに若くはない。斯くすれば財産を作る者は形を變へた大きな徴税吏に等しく、結局國庫を濡す爲めに働く事に歸するのであるから、政府は種々の表彰法を講じて大に蓄財の奨励をなす可きである。それには死せる時に收納した財産額に應じて贈位、贈勳をなすも一方法であり、又其の額が非常に多い場合は遺族を華族に列せしめても好いであらう。何となれば彼等は無報酬で働いて其の得た物は死後之を國家に獻納する功勞者であるから、國家としても之に報ゆるの道が無くてはならぬ。斯くて位階勳爵等は軍人の如く生命を的に働いた者を除いては自然實業家が第一とならざるを得ず、男として實業界は今よりも一層働き甲斐のある場所となるであらう。尤も國庫に何程の貢獻をなしたかは其の財産を收納して見た上でなくては分らぬから、功を賞せらるゝは死後となつて當人に取り物足らぬ心地がするとせば、或期間働いて、最早隠退しても好いと思ふ時その後の生活に必要な額だけを殘して餘は悉く國家に獻納し、生前に於て功を賞せられんとする者も出づるであらう。斯様な人は名實共に功成り名遂げて眞に愉快な餘生を送らるゝ

故、財をなせる者の多数が之に倣ふ事となり、其の間自ら妙通の風習も生ずる事と思ふ。

斯くして多くの人材が實業界に入り、蓄財に勉むる者は益々増加し、而も財界の事情は今とは全く趣きを異にし、何人にも少しく經濟的手腕のある者は容易に資産家となる事が出来るであらう。或は今日の財閥に見るが如き一人にて數億の財を擁する大富豪は有り得ないとするも、何百萬圓、何千萬圓と云ふ成金は盛んに出づるに相違ない。但し一方に於ては蓄財が容易となるも何人も初めは無一文同様であるから、事業を起さんとするに際し資本に困難する缺點は有るであらうが、それは國家が企業者の資金借入に便宜を與ふる政策を取る事に依つて補はるゝであらう。國庫に餘裕を生ずれば斯かる政策は容易に取り得べく、又斯くして事業を盛んに起さしめ、多くの資産家を作りてこそ初めて國庫は潤譯となるのである。

以上述べし所に依り一代財産制とする爲めに、人が怠けて財産を作らなくなると云ふ懸念は把憂に過ぎぬのみか、蓄財に勉むる者は却つて増加すると云ふ事が首肯さるゝであらう。而も如何に資産家が多数に生じたりとて從來の如き資本家と勤勞大衆との摩擦は殆んど起り得ず、又富の固定の皆無は必然貧民や窮民を減少せしむるのみならず、國庫の潤譯は各種の社會施設を可能ならしめ、兩々相待つて社會を明朗化するは一點の疑ひがないのである。

第四 國民所得と税金の比例

公債政策の可否

昭和十四年度の我國の一般會計歳入豫算額は三十三億四千萬圓餘であつて、内、經常歳入は二十三億七千萬圓餘であるが、其の程度では事變が一應の終熄を告げたる後と雖も列強との軍擴競争や、占領地の治安維持費に莫大の額を要する事を思へば心細き限りである。尤も金が無ければ無い様に借金してゝも切抜けて行く事は、日本國民の腕として不可能ではあるまいが、唯切抜けて行くだけでは決して國家百年の大計に沿ふ所以でない。さればとて此の上の増税は餘り多くを期待する能はず、又歳入の不足を公債にのみ仰ぐは將來の財政的危機を意味する。我國債は昭和十四年度を以て必然二百億圓を突破するであらうが、此の利子は八億圓を超え、陸海軍各平常費より遙に多額である。而かもこゝ數年間に公債は更に飛躍的に膨脹す可く、之に従ひて利子の支拂ひも激増し、遂には利に利が嵩みて財政上の危機を招來するは明かである。

悔らるゝ所

或は相當年月を経たる後は支那富源の開発に依り財政上の困難も克服し得るかも知れぬが國際關係の危險期は數年後に迫つて居り、其の頃までは支那に對しては經濟的には得る所

蘇聯國民の負擔

りも失ふ所が多い位である。蔣介石一派や英國等が日本は結局財政的に破綻を來すと見縊つて居るのも之が爲めであるが、若し我國が曲りなりに支那の處理をなし得るのみであつて、我大陸經營を妨害せんとする諸勢力を一掃するだけの力を貯へないならば、何時かは反對に彼等の爲めに報復さるゝは明かである。併し英米蘇佛等を一時に敵に廻して戦ふ如き壯舉は公債のみに頼る如き財政政策では甚だ望みが薄い。併し國家盛衰の岐るゝ所が目前にありとすれば、此の際如何なる犠牲を拂つても之に對處する方法を講ぜねばならぬ。歸する所は金の問題であるが、元來國民には幾許程度まで國費を負擔せしむるが妥當なるか。又國民は如何なる限度まで負擔し得るものであらうか。現在蘇聯及び伊獨の國民は可成り重い負擔をなし又我舊幕時代の百姓は非常な重税に堪へて居た。

蘇聯の國力に就ては兎角の批評もあるが、革命以來僅々二十年餘にして今日の基礎を築き得たるは、凡有る物と力とを國有として、國家萬能の經營をなし來つたにありとするも、一面には又政府の歳入が莫大な爲めである。蘇聯の一九三六年度の歳入は七百八十七億ルーブルと云ふ巨額であつて、内、消費税の形を以て國民に負擔せしめて居る金額は六百二十六億ルーブルである。之を其の推定人口一億五千萬人に割當つれば、老若男女押しなべて一人頭四百ルーブルとなるが、成年男女の平均年收は、千八百ルーブルと云はれて居り、國民中實

際に働く者は老人、子供、不具、廢疾、病弱者等を除けば概略半數に過ぎなからうから、國民の總所得は約千三百五十億ルーブルになる（陸軍大佐秦彦三郎氏著隣邦ロシアに據る）之に對し六百二十六億ルーブルの租税は約四割五分に當る、即ち蘇聯にありては國民總所得の半分に近きものを政府の收入として居るのである。

萬事金の力

帝政時代のロシアは強大國ではあつたが、文化の點に於ては歐米列強や日本に比すれば遙か下位にあつた。而して國家の施設として見る可きものは陸軍々備のみであつたが、それさへ獨佛等に比すれば裝備の點に於て大に劣り、歐洲大戰の際慘めな敗北をした。然るに蘇聯は斯くの如き近代國家としては列強に比し甚だ遅れたる帝政ロシアより、而も戰敗と内亂との爲め燒野原同然となつた國土より、短日月の間に現在の如き内容は兎も角、外見は堂々たる強國として出現したのである。恰も東京市が大震災の燒野原より僅かの期間に立派に復興したのと同様であるが、其の規模や深淺の度に於ては到底比較にならぬ。蘇聯は革命後二十餘年と云ふが、最初の十年間は内憂外患交々至り其の對策に追はれて到底他を顧みる邊がなかつたから、其の建設的事業は正味十年餘の間になされたのである。然るに其の物的施設に關する限り、軍備にてもあれ、工業方面にてもあれ（假令へ全般的に非ず跛行的とは云へ）歐米列強がナポレオン戰爭後百有餘年の間に、又我國が明治維新以來七十年かゝりて漸くなし

伊國人の擔稅率

た事を、僅々十餘年の間に成就したのである。之も偏に國民所得の半ばに近きものを取上げて政府の歳入とし、惜氣もなく使つたからであつて、現在は萬事金が物を云ふ世の中である。新興の意氣に燃ゆる伊太利の國民所得は一九三三年度四十一億二千八百萬圓（内閣統計局編列國々勢要覽に據る）にして、同年度の租税は百二十六億三千五百萬リラである。之を内閣統計局の率に従つて邦貨に換算すれば十三億三千四百萬圓となり、國民所得に對する租税の割合は三割強である。又一九三三年度の國民所得は稍々増加して、四十六億五千五百萬圓となつて居るが、同年度の租税も之に従つて百三十八億三千七百萬リラと増加し、更に三六年度の租税は百五十億八千四百萬リラと大激増を示してゐる。（外務省調査部編纂世界經濟年報にも、一九三三—三四年度に於ける伊國人の擔稅率は其の所得の三一パーセントを越へ云々とあり）伊太利が國際聯盟の壓迫に抗し、エチオピア遠征を敢行して國運隆々たるも亦國民の斯かる重き擔稅に負ふ所が多いのであらう。

獨逸の増稅

獨逸は一九三五年度の國民所得八百七億四百萬圓（内閣統計局列國々勢要覽）に對し、同年度の租税は九十六億五千四百萬ライヒス麻である（東京商工會議所發行世界經濟統計）之を邦貨に換算すれば約百四十一億圓となり、國民所得に對する租税の割合は一割七分餘であつて、伊太利よりは低い。併し之はナチスが政權を把握して間もない時の事で、未だ今日の如

獨逸資本家の忍従

く國家として大事業に着手せぬ前の事である。現に其の翌年の租税は百十四億九千二百萬麻と増加して居る。其の後の獨逸財政の内容は公表されて居らぬから、具體的の事は分らぬが、飛躍的の國家の施設と云ひ、甚だ質素なる國民生活と云ひ、彼此對照すれば國民負擔の程度が並々ならぬ事が看取される。恐らく其の後種々の形式に依り國民の負擔は増加して、蘇聯程には非ずとするも伊太利程度には達して居るであらう。

獨逸は戰敗の後を受けて財政は一時殆んど破産に瀕したる程であり、又各種の資源に乏しき事は從來の我國と大差はない。然るに今日戰前にも優る大軍備をなし、且つ凡有る方面の建設的事業目覺しく、國家として大發展をなすつゝあるは國民に極端なる節約を強ゆると共に、生産資本家より儲けたゞげ殆んど全部を取上げる如き重税を課して居るのが有力なる原因である。獨逸の資本家が頗る僅少な利潤しか得られぬ事を今日の如き狀勢下にありては止むを得ぬと諦めて、黙々として事業に専念して居るのも、戰敗の爲め一時全國民が悲惨な境遇に陥つた體驗があるのと、一には又從來より國民的訓練が行届いて居た結果であらう。

日本も今後漸次に獨逸式の統制經濟に移行して行くものと見ねばならぬが、我國の資本家の如く未だ會つて大なる不幸に遭遇したる事なく、稀に僅かの變動が財界に起れば政府より直ちに厚い保護を受け、殆んど温室育ちとも云ふ可き者が、伊太利や獨逸程の重税を課せられ

現在の我租税

て猶且つ働く氣力を失はぬであらうか。

日本は目下戰時と云ふに拘はらず國民の負擔は甚だ軽い。昭和十四年度の我國稅收入豫定額は經常臨時を合はせ、間接税をも含めて二十一億圓弱である。今日我國民の總所得は恐らく百六、七十億圓に達して居るであらうから、所得に對し國稅は僅かに一割三分内外であつて、地方税を加ふるも猶且つ一割七分内外となるに過ぎぬ。

秀吉の重課

然るに昔は我國に於ても租税の極めて高かつた時代がある。豊臣秀吉はそれまで四公六民であつた租米を二公一民に改めて、百姓より收獲の三分二を取上げるが如き重税とした上、當時海外貿易が盛に起つて有福な商人が多數に生じたから、之等の者に臨時に課した御用金も可なりの額に達したであらう。それが爲め秀吉は國內を統一し、進んで外征の師を出して莫大な國帑を費しながら、盛んに土木工事を起し大阪城の外、聚落第、伏見桃山御殿等を造營して金を湯水の如く使ひ、而も猶且つ死後大阪城内に多額の金を遺し得たのである。

徳川幕府の税率

徳川幕府は二公一民を改めて五公五民とした上、町人よりは運上金や冥加金を取立て、も其の額は云ふに足らず、而も天保の改革後は冥加金をも免除した。従つて商人を非常に有利の地位に置いたので、彼等の中には漸次に財を積み遂には大名をも經濟的に壓迫する者を生じた。即ち大名中には財政に窮して大商人より借金をして苦しむ者が多數にあつた。而して

彼等は其の利拂ひの爲め結局百姓を誅求して商人に與へて居たのである。斯くの如き偏頗なる徵税法と大名の借金政策とに依り、大商人を益々太らせて己に資本主義の悪弊を生ぜしめて居たが、兎も角徳川氏や諸大名は百姓に苛酷な税を課して豪奢な生活をして居たのである。而して同じ百姓の内にも小作人は上納米を差引いた残りの半分の中から更に地主に多量を取上げらるゝ結果、其の働いて得る所は誠に僅少にして彼等の生活は悲惨極まるものであつた。我國民の大多數は斯くの如き非道な社會に長い間堪へて來たのである。

然るに明治政府に至り國民に對し公平に課税する事とし、且つ其の税率を頗る低くしたので、國家百般の施設は兎もすれば意の如くならず、政府は多く財政難に悩み勝ちであつた。併し其の爲め民間の經濟は大に發達した。若し現在に於ても昔の百姓に課したるが如く、又今の蘇聯の如き比率にて租税を取つたならば、政府は軍備の擴張は素より種々有益な施設も大に出来るであらうが、併しそれも收税の方法如何に依る。單に舊慣を追ふて増收を計り過度の徵税をなすならば、一般民衆の生活難を招く上に、我國の資本家氣質では産業界の萎縮を招き、却つて歳入の減少を來す憂ひがある。されば若し國民の生活を壓迫もせず、又産業界に悪影響をも與へずして増收の目的を達せんとせば、税源を相續財産に求むるの外はないであらう。

第五 國庫の利益と其收納額

國庫の強み

一代財産制に依つて國庫の利する所は、單に直接資産家の死亡に依りて收めらるゝ財産のみではない。若し其上に歳入の増加を欲するならば、内國債なる限り如何に多額の赤字公債を發行しても後顧の憂ひがないと云ふ利益がある。何となれば財産の世襲を禁止すれば、民間より何程借金をしても何時かは復無償にて政府の手に回收さるゝのであるから、其の償還に窮する譯はなく、國家は單に回收さるゝ迄の利子さへ拂へば好いのである。若し利拂ひにも困難を感ずれば、それが爲に復公債を發行しても差支へない。現制度のまゝでは餘り多くの赤字公債を發行すれば、次第に利に利が嵩んで拾收の途に困る虞れもあるが、一代財産制の下にありては内國債なれば政府が民間より借金すると同額の財産が民間に殖へるのであつて、其の殖へたものは財産所有者の死と同時に政府の許に還元さるゝのであるから、借金すればとて債務は公債所有者の生きて居る間のみ。其の後は自然に消滅するのである。

唯問題は公債の消化力如何にあるが、償還に窮する事か無いと定まる以上、任意の引受者が無くなつた場合は、現に獨逸にて實行し又我總動員法に於ても豫想して居る如く、營利會

公債消化法

社の配當制限をして積立金をなさしめ、之を以て強制的に公債を引受けさせても好からう。但し回収の目途も立たざるに無闇に赤字公債を發行すれば、利拂ひの爲め政府は財政難に陥りて公債の信用を失墜せしむる憂ひがある。従つて強制的に公債を引受けしむれば之を引受けた會社の内容を悪化せしめて産業界に悪影響を與へるであらう。獨逸は之を免るゝ爲めに次々に増税を行つて居るのである。即ち公債の利子が嵩むに従ひ、それだけ擔稅力ある者に税を課して之を支拂つて行くのであるから、結局公債發行は空手形を出して民間より金を唯取りして居ると同様である。されば斯様な國の資本家は幾ら働いても政府に奉公するのみとなつて金は身にはつかない。又蘇聯の如く公債發行は政府が金を得るのが目的でなく、公債發行額だけ國民に節約を強ひ國家で生産する物資の消費を減じさせようとするのも、公債引受者に取りては決して有難い話ではない。

然るに一代財産制の下にありては、其の人一代の間は公債を所有すれば利子が入り、事業の利益に對しても税金は軽く、容易に財産を作り得るので働くに張合ひも有るであらう。即ち政府は人が死んだ時に財産を取上げる代りに、生前は働けば働くほど多くの財産を貯へさしめて、豪奢も盡させ愉快な生活をなさしむるのであるから、力量あり努力をなす者に取りては斯かる社會は眞に樂土であつて、而も自らは知らずくの間國家に貢獻して居るので

ある。之を蘇聯の民衆は云はすもがな、獨逸の如き國の資本家に比し其の幸不幸は果して何れであらうか。況んや行詰れる資本主義國の一般人の如く、經濟的には力を延ぶるに途なき者と比較し得べくもないのである。茲に一代財産制の大なる特長があるので、獨り個人に對する福音のみならず、赤字國債を如何に多額に發行するとも後顧の憂ひなしと云ふは、國家の歲計上測り知る可からざる強味である。

尙ほ公債の利子を増税に依つて賄ふ場合は、公債引受者は利子が入る代りに税金が増して行く憂ひがあつて、公債の引受けは結局それだけ資産内容を低下させると云ふ印象を世人に與へ易い。斯かる場合引受者が會社なれば極めて鋭敏に株式相場の上に響くであらう。然るに増税に依らずして其の償還も利拂ひも出来る公債なれば、之を引受けた會社は配當は減じても、其の資産が殖ゑて株式の信用は増大し、配當制限の爲めに蒙る株主の損害は僅少であらう。

一代財産制にすれば、公債發行上右の如き利益ある上、直接財産所有者の死亡に依つて得らるゝ歳入の増加も莫大なものである。大體今後三十年間に今の資産家は一巡代が代るものとして、其の間に國庫の收入となる可き財産が何の位あるであらうか。民間の總財産に就ては最近の據る可き統計のない事を遺憾とするが、昭和五年の内閣統計局調査に據れば、日本

の國富は約一千二百億圓餘であつて、此の内より皇室財産、國有及び公有諸財産を差引き、民間の財産は九百二十億圓である。昭和五年と云へば滿洲事變前にして同事變後の日本の躍進は目覺しいものであるから、無論民間の財産も大に増加して居ることと思ふ。先づ内輪に見積りても二割は殖ゑて居るであらう。尙ほ民間の財産として日本の國債は統計の内に入らない。素より日本の國富と云ふ點より云へば、斯かるものは計算す可きものではあるまいが、民間の側より云へば國債は何よりも確かな財産である。然らば現在民間の總財産は昭和五年調査のものに、其の後の増加額二割を加へ、更に現在の内國債約百六十億圓を合算して計一千二百六十億圓餘となるのである。

而して右の内より遺族生活の爲めに残す可きものや、少額にして收納を免除するもの等を除き、約半分の六百三十億圓餘が一代財産制施行に依つて、將來國庫の収入となるものと見積るは決して過大ではあるまいと思ふ。但し本書は單に吾人の私案として世人に提供するものであるから、斯様な數字に關する事は今後の調査なり研究なりに待つ事とし度い。併し遺族に與ふ可きものや免除す可きもの額は、國家の必要の前には如何様にも増減し得るを以て概略民間總財産の約半分が収入となるものと假定して置いて差支へあるまい。然らば國庫の増收は三十年間に六百三十億圓であるから、今までよりも別に二十億圓餘の經常歳入を得る

國庫の收納額

事となるのである。尤も是れ程の歳入を得る爲には徵稅上相當な技巧を必要とするが、それは後章に於て述べる事とする。尙ほ現在に於ても相続税は歳入として全然見積つてない譯ではなく、稅率も最近は可なり増加して居るが、今日の徵稅法では國庫として多くを期待し能はぬであらう。其の爲め昭和十四年度の豫算にも僅々四千九百萬圓を計上されて居るに過ぎぬから、前記の見積りに大なる影響は與へないのである。又三十年後は、今日見る如き一人にて數億圓の財産を所有する大富豪は見られなくなるであらうが、其の代り數百萬、數千萬の一代成金は雨後の筍の如く生ずるに相違ないから、國庫の収入は増加こそすれ減少する憂ひは絶對にないと思ふ。

但し財産の收納に對しては慎重な態度が必要である。若し一代財産制を徹底的に行はんとせば、財産所有者の死亡と同時に全部を國庫に收め、遺族には今日官吏の俸給額に比例して其の遺族に扶助料を與ふる例に倣ひ、收納す可き財産額に對する一定の比率を定め置き、之に準じて扶助料を與ふるのが理想的の案である。併しそれでは先にも述べし如く、制度として形式上餘りに急激の改革に過ぐるが如き印象を世人に與へ、且つ實行上には法律の改廢も多數に上り、手續上種々煩雜の度を増す故、扶助料に相當する利子を生むだけの財産を相続せしめ、其の餘を悉く相続税として徵收するのが比較的穩當であると思ふ。それなれば徵收に

徵稅策

相續財産の
最高限

對しては單に相續税法の改正だけで済む故實行が容易である。尤も其の曉は自然貨幣のみならず種々雑多の物を收納せねばならぬ事となるから、徴收法や徴收した財産の處分に關して相當の法律を設定する事となるであらうが、それとて大した手數ではあるまい。右の如くすれば實質的には兎も角、形式上は唯極端に相續税を取るに過ぎぬから、今までと制度の上に變りはないのである。

然らば相續せしむ可き財産を如何なる限度に於て定む可きか。之は可なり研究を要する問題であるが、元來その精神が扶助料に相當する利子を生むだけの財産と云ふのであるから、餘り多くする必要なく、又多くすれば本案の趣旨に反するのである。本人在世中は實業家にして而も富豪ともなれば、生活費や交際費も莫大なものであらう。併し本人歿して遺族となれば其の生活様式は急變し、如何に大資産家の後と雖も家計に要する費用は知れたものである。故に最高即ち一億圓以上の財産が有つた者でも、先づ三十萬圓程度の相續を許せば十分と思ふ。今日金利は平均四分と見れば妥當であらうから、三十萬圓の財産よりは年に一萬二千圓の利子を生み、月に一千圓の生活が出来る。年に一萬二千圓の収入と云へば、總理大臣の俸給すら之には及ばないから、遺族の生活としては寧ろ贅澤に過ぎる位であらう。但し其の時の事業界の狀況、金利の高低及び物價の如何等に依り多少の増減は必要であるが、今日

二位以下の
相續額

程度の社會狀態に於ては先づ最高を其の位にして置いて差支へないと思ふ。

次に一億圓以下五千萬圓以上の資産家の後に遺すものを二十五萬圓とする。之も金利に見積れば年に一萬圓となる。以下一千萬圓以上を二十萬圓とせば、此の金利は八千圓に相當し大臣大將の俸給より上である。次に五百萬圓以上を十五萬圓、百萬圓以上を十萬圓、五十萬圓以上を七萬圓、三十萬圓以上を五萬圓、二十萬圓以上を四萬圓、十萬圓以上を三萬圓とせば如何。三萬圓の金利も年に一千二百圓であつて、之だけ入れれば第三種所得税の納税資格者である。十萬圓の資産家と云へば知れたものであるが、其の遺族が直接國税を納むる堂々たる男子と同額の収入が有れば文句は云へなからう。十萬圓以下三萬圓位までを右に準じて適宜に定め、三萬圓以下のものは現在の稅率に依つて課税して差支へないと思ふ。併し上に擧げた數字も吾人の單なる私案であつて、研究の餘地は猶ほ多分にあるであらう。例へば遺族中に勉學せしむ可き子弟の多き者には相當の斟酌をして、其の學費だけ餘分に與ふる如き事も考慮されねばならぬ。尙ほ斯くの如くして年に二十億圓餘の相續稅收あるも、我國の租稅は從來のものと合し猶ほ四十五、六億圓となるに過ぎぬから、蘇聯流儀の國民所得の四割五分や徳川時代の百姓に課したる五公五民の域には達せぬのである。即ち國民所得の三割弱となるに過ぎぬから敢て重稅とは云はれぬのである。

第六 徵收法

物の收納

右の如き率を以て極端なる相續税を取れば其の徵收は簡單には行かぬ。財産が多ければ多
い程、益々その徵收には手数を要するであらう。何となれば財産は普通金錢のみでなく寧ろ
大部分は物であるから、徵收額の少い場合は別として、多くなれば貨幣のみを以て取る事は
殆んど不可能となり、種々雑多の物を收納せねばならぬ事となるのである。即ち諸種の有價
證券は素より動産、不動産、事業及び権利等凡そ財産と見做し得べき物は悉く收納して處理
せねばならぬ。尤も如何に多額の財産なればとて、納税人をして一定期間に之を賣却せしめ
貨幣を以て納入せしめられぬ事もないかも知れぬ。又政府の手に依り即時公賣に附し、金に
代へて國庫に收むる方法もあらうが、何れにしても短期間に之を行はんとすれば、其の價額
が減じて政府は損をせねばならぬ。故に相續税は一定金額以上は物を以て收納するが得策で
ある。

(72)

收納物の還元

併し物を以て收むれば、何時かは土地建物等不動産の大部分が國有となるのみならず、株
式の收納に依り勢ひの赴くところ遂には目ぼしい産業も悉く國家の手に移つて、蘇聯に近い

經濟機構となるから、物は一旦收納しても機を見て入札若しくは公賣等に依り、可及的速に
民間に拂下げねばならぬ。但し國有として置く方が便宜なものは保有して置く可きである。
土地の如きも水田は原則として國有とし小作料を取る事にすれば、米價は政府の意のまゝと
なつて好いかも知れぬ。又株は今日最も主要な財産であるから、利益の上る會社の株は年月
を経ると共に漸次に政府の手に入る事となるが、電力會社の株の如きは政府が過半数を所有
して居れば、前議會に於けるが如き煩き議論も起らずして済むであらう。されば事業の種類
に依り統制若しくは管理上、權利を政府の手中に收めて置くを便宜とする會社の株は、過半
數を保有して居りさへすれば問題はない。一代財産制にすれば重要産業を國營にするのも管
理するのも、時期さへ待てば特に之を買収する必要もなく至つて簡單である。

(73)

事業も民營主義

併し原則としては、國策上必要とせざる限り、事業は民間の者に委ぬる事とし、一旦收納
したる會社の株式は甚しく相場を下落せしめざる様、機を見て入札若しくは市場に於て賣放
し民間に還元す可きである。而して國家の手に株式の過半数を所有する會社の役員も、現在
の半官半民會社の如く天降りの人物とせず、出來得る限り政府側よりは監査役を出す程度に
止め、經營は從來その衝に當り來りたる民間の者をして擔當せしむるが能率的であらう。

事業界に無影響

尙ほ政府の手に株を保有せず、民間に拂下がる場合も、會社内部の刷新を必要とする状態

財閥の事業

にあらざる限り、多数の株を一時に賣却して其の爲め役員の争奪を起し、會社の内部に變動を生ぜしむるが如き事を避けねばならぬ。株を少数づつ漸次に處分せば會社に動搖を與へざるのみならず、株の相場も激落せず、一舉兩得である。斯くの如く政府が一旦收納したる株の處分に當りて深甚の注意を拂ふならば、財界には毫も動搖は生ぜぬと思ふ。

中には一代財産制にすれば、財閥の事業の如きは代代りと共に根底より崩れ折角現在我産業の中樞となり、日本の事業界をして今日あらしめたる諸組織を破壊して、國家の大損害ではないかと云ふ人もあるが、それは大なる考へ違ひである。凡そ財閥のもののみならず、今日相當規模の事業は、悉く株式組織に依つて行はれて居るが、財閥は單に、自己系統諸會社の株式の大部分を掌握して居るに過ぎないのである。而も大財閥は決して一軒で成立して居るのではなく、數軒若しくは十數軒に分れて居るのである。されば假りに其の財閥諸會社の株を最も多数に所有して居る總本家の當主が死亡して、所有株式の殆んど全部が國家の手に入るとも、政府が從來經營の衝に當りたる會社の役員を尊重し、又其株を民間に賣放す場合も、直ちに役員の争奪を起すが如き事なき様少數づつ處分するならば、會社は單に株主に移動ありたるのみにて、事業そのものに影響は及ぼさないのであらう。何となれば今日財閥諸家の當主は實際に事業の經營には自ら當らず他人に任して居るからである。

役員と事業

或は期間の経過と共に會社の役員は漸次に代るとも、大規模の事業にありては實際にオペレートして居る人々は役員と進退を共にする譯ではないから、其の爲め事業の遂行に妨げを生ずる如き事は殆んどない。政府が大體に於て事業を民間の者に委ねる建前を取り、且つ株の處分に際して慎重の態度を取るならば、獨り財閥の事業のみならず、現在隆盛を極めて居る他の諸會社の社運にも絶対に影響はないであらう。

判知し難き財産

財産の内不動産及び株式の如く所有者の明瞭なものは正確に收納出来るが、同じ有價證券でも公社債の如き無記名式のものには遺族の者に隠匿せられ易いから、國家の手續を省く上に於て必要とあらば、之等の有價證券をも記名式に改めても差支へないと思ふ。又現金も稅務署は平素より銀行及び信託會社等と密接なる聯絡を取りて、隠匿せしめぬ様に務めなくてはならぬ。之は現在に於ても稅務署が行つて居る事とは思ふが一層勵行の必要があらう。

財産としての權利

尙ほ財産の内には貨幣、有價證券、不動産及び種々の動産以外に權利なるものが有る。權利の内にも營業權の如きは問題でないが、特許權や個人の營業權等に至つては財産として取扱ふには可成り厄介なものである。今日は幸ひ相當な規模の事業は大抵會社組織に依つて行はれて居るから、權利だけ切離して考慮する必要のある場合は比較的少いが、それでもまだ全然個人名義にて營業をなし、多額の利益を擧げて居るものが可成り有つて、其の内には

權利財産の
處分

營業權のみを相當な價額に見積らねばならぬものが有る。併し斯様なものは非常に多くの利益が擧るものでない限り、大體相續財産として引繼がしめ、爾後其の利益に課税する方が手数が省けて效果的であらう。

併しそれにも自ら限度がある。例へば有利なる特許物若しくは長年賣込みて世間に普及せられ居る商品の製作製造、或は非常に繁華なる場所に於ける商店、又は世人に熟知せられ居る老舗等にして、巨額の利益を擧げ居り權利を數十萬圓、數百萬圓に見積られ得るものを其のまゝ相續せしむるは不公平である。斯かるものに對しては營業家屋、工場、機械、設備等の全部若しくは一部を相續税として收納し、以後それに對し利益率に準ずる賃貸料を國家が取るのも一方法であらう。賃貸料なれば其の營業の盛衰に應じて料金の上下が自由に出来るから双方便宜である。而して之は權利の一部を相續税として收納し、利益の割前を國家が取るのであるから、後繼者が其の事業に従事するを欲せず、自己の權利を他に讓渡しても、國家は引續き賃貸料を讓受人より取つて行くのである。或は相續人の希望に依り其の權利を或價額に見積り、年賦を以て納税せしめても好からう。兎も角財産が現實に物となつて居ないからと云つて免れしめてはならぬ。併し大體斯かる繁雜を避くる爲め、會社と個人との税率の開きを現在よりも猶ほ一層廣くすれば、自然多額の利益を擧げ居る者は皆會社組織にして

其他の財産

營業する事となり、收税が簡單となるであらう。尙ほ同じ權利にても著作権の如きには可及的觸れぬを可とするも、非常に高價の權利に見積り得るものは遺族の状態をも斟酌して適宜に定む可きである。

其の外動産中高價なる書畫骨董及び貴金屬類を財産と認め收納し、入札若しくは公賣に依り漸次金に代へて歳入に繰入る可きは言を俟たぬ。家具什器類は原則として財産と認めず相續者に與ふ可きであるが、併し富豪の使用したる物にして、遺族の生活に必要なる贅澤品は、矢張り收めて、成金連中に買はしむるが好いであらう。又家屋中營業所は素より住宅等には大に手心を加へて、或程度まで價額に拘泥せず、遺族が希望せば之に與ふ可きであるが、富豪の大邸宅等遺族が却つて維持に困難する如きものは、收めて以て國庫のものとし、希望者に賣却するなり或は賃貸す可きである。衣服及び法外に高價なる物に非ざる限り、裝身具等は問題とするに當らぬ。其他公平を期せんとせば意外なものをも收納せねばならぬ事となつて、徵稅技術上種々の困難や、繁雜なる手数を要するものも可なり生ずるであらうが、研究すれば絶対に處理の出來ぬ物は有り得ないと思ふ。

脱稅行爲

又愈々實施する事となれば、種々工夫して徵稅を免れんとする者も必然に出づるに相違あるまい。其の内最も起り易きは、生前に近親者に對し祕に財産を分與する事であらう。如何

に巨萬の富を積むとも、死後は大部分を國家に取上げられ、遺族には僅かしか残されぬとせば、生前に其の近親若しくは愛する者に能ふ限り財産を與へ置かんとするは人情である。併し之は罰則を設けて嚴重に取締らねばならぬ。相當の年齢に達したる者、特に自立し居る男子に對して祕に財産を贈り、其の者の力量にて資産を作りたる如く装はんとするは大に有り得るを以て、稅務署は平素より各人の資産と収入とに對し細密なる調査と監視とを怠らぬ様にせねばならぬ。

各人の資産収入等を調査するは今日に於ても徴税上の必要より稅務署に於て極力實行はして居るが、餘り正確とは云はれぬ様である。中には現金や公社債等のみを所有して其の利子に依り、表面は質素にして内實は有福に暮し、多額の銀行預金を巧に多數人の名に分割して税金を免れ、公社債に僅少の課税をさるゝ外は一文も税金を納めて居らぬ者が有る。然るに他方には僅かなる月給の無産のサラリーマンが國稅、地方稅と可なりの負擔をして居る者もあり、大體に於て今日の徴税は収入の一見して明瞭なるサラリーマンに重く、商人、事業家その他正確なる収入の調査困難なる者には軽い憾みがある。又各種の外交員やブローカー等にして、相當多額の収入ありて贅澤な生活をなし居るに拘はらず、全く納税をして居らぬ者も随分あるが、之等は稅務署の調査の行届かぬ爲めであつて、現行徴税上の缺陷である。

されば新制度の下に於ては、稅務官吏の大增員を行ひて、平素より銀行信託會社その他の機關と密接なる聯絡を取り、不動産、株式等の如き明瞭なる財産以外のものゝ調査を十分になすは勿論、各人の生活状態より觀察し、其の者の収入額と其の得たる方法にまで立入りて調査をなし、些少の額と雖も如何なる手段と、如何なる所より得たるかも確む可きである。若し稅務官吏にしてそれまで行ふ事が困難なれば、警察に調査部を設置して、戸口調査と同様毎月各人の収入調べを行ふも可なりである。

斯くの如き手段を講ずる事は、課税の公平を期する外、近親より祕に財産を贈らるゝ事の防止ともなれば、又暗黒面取引の探査ともなりて、一朝事ある時の捜査の便宜に供せらるゝであらう。今日巧に法網を免れ殆んど詐欺的手段を以て多くの資産を作つて居る者もあれば、又明かに違法の行爲に依り不正の財を取得しながら、現はれざるが爲に免れて恥なき徒が随分居るであらうが、右の如き惡徳者は一々収入の徑路を調べらるゝ事になれば大に數を減するに相違あるまい。又詐欺、掏摸、窃盜、強盜の如きも、常に各人の収入の調べが嚴重であれば早く足がつく道理故、危惧の念を懷きて犯行を躊躇する事となり防犯上の効果も多大である。斯くの如く各人の生活内容にまで立入りて國家が探査するは、一見壓制の觀あるも、正しき路ヲ歩みて生活する者は之が爲めに毫も痛痒を感せず、苦痛とする者は多かれ少かれ後

完璧の制度
はあり得ず

暗き方法に依りて生活の資を得る者であるから、寧ろこは明るくして正しき社會を現出せしむる所以である。

次に財産の贈與を法律を以て禁ずる事も必要であるが、教育に依つて之を防止する事も可能である。即ち斯くの如き行爲は國家に對する罪惡にして、與ふる者與へらるゝ者共に恥づ可きであると云ふ事を小學校時代より能く教育すれば、今日蘇聯の青少年が自國の制度を世界第一に優れたるものと信じ居る如く、國民は漸次に近親より財産を與へらるゝ事を不名譽と考ふるに至るであらう。要は國民の教育次第にある。併し一步譲りて假令へ少し位法を犯しても内密の贈與を行ふ者ありとするも、何時如何なる世にも完璧の制度はあり得ず、現在に於ても脱税者は随分ありて、之が完全な防止は殆んど不可能であるから、僅かの侵犯者ある事を以て實行不可能と云ふは愚の至りである。又財産の贈與のみならず、何うせ國家に取上げらるゝものなら、寧ろ慈善事業若しくは公共事業に寄附するに若かずとの考へを懐く者も生ずるであらうから、一定額以上の寄附金も政府の許可を得る事とする必要がある。公共若しくは慈善的の施設は國庫に餘裕を生ずれば、政府の手に於て十分行ひ得るを以て、歳入の増加第一主義を取らねばならぬ。

第七 増 收 金 の 使 途

軍備の擴張

一代財産制の施行に依り二十億圓餘の經常歳入の増加があるとせば、平時なれば多くを公債に依存せずとも、之のみにて相當思ひ切つた國策の遂行が出来るであらう。即ち二十億圓の内十四、五億圓を軍備擴張費に當つれば、事變前に編成せられた昭和十二年度の陸海軍豫算は合はせて約十四億圓であつたから、陸海軍とも現在より倍以上の擴張が出来る譯である。之に依り陸軍は將來支那を押へつゝ蘇聯とも容易に戦ひ得るに至るであらう。尤も今後猶ほ支那の治安維持費は相當多額を要す可きも、それは擴張費とは別途に事變費として支出する事になつて居るであらう。又現計畫の倍に餘る擴張をすれば、海軍は英米兩國を同時に敵に廻して戦ふ事が出来ると思ふ。

二國標準の
海軍力

中には英米兩國を同時に敵とする如きは、如何に海軍費を増加するとも不可能と考へる者が有るかも知れぬが、二國を相手として戦へばとて必ずしも二國の海軍を合したゞけの量を備へる必要はない。日本の海軍は進んで相手を攻めるのでなく、來るを待つて撃つのであるから、若し一國の艦隊のみならば敵の七割、又二國以上の聯合艦隊ならば其の六割か六割五

分の勢力を有すれば澤山と云ふのが今日軍事通の意見である。然らば英米二國の海軍聯合して日本を攻めると假定する時、米艦隊は本國の沿岸防禦に若干残し置くものを度外に置き、全艦隊を擧げて來攻するものとするも、先にも述べし如く英國の東洋に派遣し得る艦隊は精々其の五割である。何となれば現在日獨伊の提携ある以上、英國は伊太利の海軍を無視することが出來ぬからである。伊太利の海軍はワシントン會議に於て佛蘭西と共に對英三割五分と定められ、現在の實勢力は或は其の率よりも低下して居るかも知れぬが、四面環海にして食糧の大半を海外に仰がねばならぬ英國は、敵よりも遙か優勢の海軍を本國防禦の爲に止めて置かねば安心が出來ぬであらう。尤も英國には佛國艦隊が協力し、又將來蘇聯の海軍が擡頭して之に加はるとするも、それと同時に對英三割五分と協定の出來た獨海軍の復興があるから、矢張り英國の東洋に派遣し得る艦隊は五割以上に出で得ないであらう。

されば日本は米國の十と英國の五を合はせたものゝ六割乃至六割五分、即ち結局英米と略ぼ均等の海軍を作れば好い譯である。然らば現在の海軍費を倍にすれば、英米如何に大建艦をなすとも競争出來ぬ事はあるまい。若し量の上に於て叶はねば、我海軍としては質の上に於て按排して對抗する秘策もあるであらう。

斯く我陸軍が蘇支二國に、又海軍が英米兩國に對抗し得る力を備ふるなら、今回の事變に

結局英米と均等

東洋の覇權掌握

於けるが如く彼方に遠慮、此方に氣兼ねしつゝ小心翼々として、明かに敵を援助し居るものをも見逃す必要なく、我國は思ふまゝの行動が出来るのである。其の爲め遂に英國と衝突し、又米國が彼に加擔するならば、斷乎として兩國を相手に一戦す可きのみ。其の場合敵の聯合艦隊を撃破すれば、蘇聯領以外の亞細亞に於ける白人領土は全部獨立せしめ得る。佛領印度支那や蘭領諸島の如きは、英國、廣く云へば英米兩國の勢力に便乘して保有して居るに過ぎぬから、此の一戦に依つて派生的に獨立せしめ得るであらう。茲に於て我國は初めて東洋に於ける貿易市場を一手に掌握し得るが、日本としては將來是非とも此處まで行かねば嘘である。されば何を措いても軍備の擴張が先づ第一である。

軍備擴張の次に急務とする所は物資の自給策であらう。我國は從來物資不足にしてそれが爲め昭和十二年度の貿易は六億三千五百萬圓の入超を示し、又海外支拂ひの爲めの金現送は八億六千萬圓に上つた。昭和十三年度は各種の輸入制限に依り、大正七年以來初めて出超に轉じ、六千萬圓の輸出超過となつたが、而も滿支等圓プロツク内への出超を控除すれば、依然として四億圓内外の海外支拂ひとなつたであらう。併し海外支拂ひが三、四億圓程度に止まるなら、日本としては敢て問題とするに足らぬ。何となれば産金の獎勵に依り遠からずして日滿の産金額は年二億圓以上となる可く、又貿易外の收支に於ても海運關係、移民の送金

我國際收支

等に依り、毎年一、二億圓の經常的受取勘定があるからである。尤も貿易外の收支全體としては近年概ね支拂ひ超過となつて居るが、之は主として本邦人の海外投資による臨時的の支拂ひが多い爲めであるから、大して懸念する必要はない。斯くの如き性質の金は必要に迫れば、外資の輸入、利潤少き投資先よりの回收等、政府の指導に依り如何様にも按排し得るもの故、臨時的のものは計算外に置き、經常的のものだけ毎年収入となるものと見て差支へなからう。されば三、四億圓程度の海外支拂ひなれば敢て意とするに足らぬが、而もそれは平常の狀態に於てある。

昭和十三年度が圓ブロック内への輸出を加ふれば出超となつたと云ふも、棉花、羊毛等の國民必需品に至るまで輸入の制限をして、國民に着る物も碌に着せぬ如き政策を取つたからである。日本は列強中比較的食糧に恵まれて居るとして、それを國家の強味として喜んで居る者もあるが、我國は衣食住の内、衣は絹物の外は綿布、毛織物の如き實用品の原料には全然缺けて居る。それが爲め昭和十二年度には棉花と羊毛とで十一億圓餘の輸入があり、其の内より製品として輸出したものを差引くも、内地費消額は六億圓餘に上つて居るであらう。即ち同年度の入超額と略ぼ同額である。然るに昨年は年初より綿毛類にステールファイバーの混紡を命じて、内地用には其の使用を制限し、中頃よりは更に全然輸出用以外の綿製品の

製造を禁止して漸く入超を免れたのである。贅澤品や不急品の輸入禁止は論なき所であるが國民必需品の使用を禁ずる如き政策は、何時までも続けられるものではない。綿の代りにステールファイバーを使用せよと云つても、高くて弱い物を使ふは不經濟であり、而もスフの原料たるパルプすら輸入せねば足らぬのであるから、之のみに頼るは決して策の得たるものではない。

中には綿や羊毛の如き必需品の内地用輸入禁止は事變中は止むを得ぬとしても、事變が片付けば當然之を解除す可きものと考へて居る者もあるが、事變が終熄しても其の後に來るものに備へる爲め、軍備の擴張や生産力の擴充は中止する譯に行かぬのである。従つて事變費が不必要となつても、それに代つて軍需資材や生産力擴充設備の爲めの輸入品は益々増加するから、現在輸入の制限に依り辛うじて國際貸借の辻褄を合はして居るものとせば、此の狀態は今後飽くまで繼續せねばならぬであらう。併し他の物は兎も角、何時までも國民に着る物の不自由をさせて置く譯にも行かぬから、衣の問題は是非とも早急に解決せねばならぬ。而も内地で費消する綿と羊毛の自給策さへ立てば、大體日本の貿易は輸入超過とならずして済むのであるから、之等の物を内地の外、朝鮮、滿、蒙及び支那等に於て生産する方法を講ず可きである。昔は内地に於ても綿は作つた。然るに海外より安價な物が入つて採算が取れ

ぬ様になつた爲め、何時の間にか綿の栽培は廢せられたのである。綿は稻の如く水田として植ゑる必要がないから、内地に於ても開墾すれば相當の耕地が得らるゝと思ふ。尙ほ綿の外、綿羊も出來得る限り飼育せしめねばならぬ。

補助金の交付

併し如何に政府が獎勵しても、採算の取れぬ物を生産する者はないから、之に對し思ひ切つて補助金を交付する必要がある。補助金は直接生産者たる農民に支給するも、或は之を買取る紡績業者や毛織業者に交付するも、何れにても可なりであるが、政府が之を欲せず、高い物を高いまゝに國民に供給せしむるは、其の需要者の大部分が無産者たる點より推して絶對に不可である。されば國家は相當の犠牲を覺悟して綿羊政策に乗出さねばならぬ。併し滿洲は兎も角、支那農民にまで補助金を與ふるは考へものゝ様であるが、要するに同じ圓ブロツク内であり、且つ支那の民衆が潤へば自然我製品の顧客となるのであるから、結局我海外支拂ひに資する所となるであらう。況んや北支は綿の栽培に適し、補助金も極めて少額で済むから猶更である。

補助金額

而して補助金の總額は幾許を要するか、こゝに正確な數字を擧げ難いが、大體二、三億圓か三、四億圓を投すれば足るのであるまいか。即ち他國より六億圓で買へる物を八、九億圓か十億圓で買ふ心算なれば十分であらう。滿洲及び支那の開発は鑛物資源のみで好いとは云

へぬ。農業方面にも力を注いで始めて我物資の自給策は確立するのである。素より我當局もこゝに着目し、北支に於ける棉花の栽培、滿蒙に於ける綿羊の飼育は大に獎勵するとの事であるが、生産者側から見れば結局採算の問題であるから、自然のまゝで引合はぬ以上、政府が氣前よく金をペラ撒かねば多くの効果を擧げる事は期待が出来ぬ。併し現在の我財政では補助金として多額の支出をする事は不可能であるが、一代財産制にすれば年々數億圓を出す事も敢て困難ではなからう。

重要輸出品にも獎勵金

尙ほ補助金交付政策は敢て輸入品のみでなく、生糸の如く勞力原料共に内地に依存し得る物にも之を適用し、賣れる限り生産せしめて之を輸出せしむ可きである。生糸は其の質が人絹等とは到底比較にならないほど優良であるから、値段次第では幾らでも賣れるであらう。尤も生糸の最大顧客は米國であるから、米棉の輸入が減少しては生糸の輸出に影響を與へないかとの懸念もあるが、今後生産力の擴充や支那資源開發等の爲め、米國より機械類の輸入が増加して米棉の輸入減を優にかバーするであらう。況んや最近數年間米國とは我國に不利な片貿易であつたから、生糸の對米輸出増加は不可能ではない。唯問題は値段の如何にあるが放任して置いたのでは高い物を買ふ者もなく、又採算の取れぬ物を作る者もないから、生産者に補助金を與へ値を安くして輸出させるが得策である。綿布や人絹の如く原料を海外に仰

貸金損失補償制度

がねばならぬ輸出品と、生糸の如く原料をも含めて全部内地に於て生産し得る物との、窮極に於ての收支の損得を比較研究して、政府が重要輸入品及び重要輸出品の生産に相當の補助金を出すならば、貿易は著しく改善せられ、國際收支に益する所が多であらう。

其の外一代財産制に附隨して必然なきねばならぬ事は、大規模の貸金損失補償制度の樹立であらう。財産の相続を禁ずれば、何人も初めは無一文同様であるから、自然事業資金は他に仰がざるを得ない。其の場合各種の金融機關、或は已に財をなせる人より借入れられる者は論なきも、然らざる者は着手せんとする事業内容を詳記して政府に出願し、其の保證を要求するのである。政府は之に應じて調査をなし、國益的事業若しくは利益を擧げ得べき可能性多きものには、政府が保證者となつて金融に援助を與ふ可きである。従つて年々相當額の保證損を豫算して置かねばなるまい。併し其の爲めに諸事業が盛んに起れば資産家が殖ゑて結局政府の利益となるのである。又斯くせざれば財産の世襲を禁ずる結果、新事業は起る途なきに至らざる迄も大に減するに相違ない。されば國家の貸金保證は一代財産制には絶対に切離せぬ問題であつて、之に依り其の制度の缺陷を除き得るのである。

教育制度の革新

次には國民平等の教育制度、即ち貧富無差別の教育制度となす事である。現在は極く少數の例外を除き、中等學校以上は貧家の子弟には殆んど校門を閉ざされて居るが、此の弊は飽

くまで打破せねばならぬ。其の案として若し理想を云ふならば、財産所有者の死亡に當り遺族に繼承せしむ可きものは、生活費に充當せしむる額に止り、子弟の教育は全部國費を以て行ふ制度である。併しそれでは家族制度の特長を減じて、餘りに社會主義的であると云ふならば、相続財産中に子弟の教育費をも考慮に入れ之を加算して置く事とし、又父兄の力にて教育を受け得る者は之に任かせ、資力なくして中等學校以上には行き得ざる者のみを、國費を以て勉學せしむる事とする。

貧家子弟の教育

即ち中等學校以上は下級學校職員の推薦、若しくは選抜試験にて入學資格を定め、其の内費用に堪へざる者の子弟は、更に學費のみを與ふる者と、食事まで給する必要がある者とを區分して、後者は國費の寄宿舎に收容するなり、或は食費をも支給するのである。それが爲には多大の經費を要すること勿論であるが、併し中等以上の學校を餘り多く増設するにも及ばぬであらう。何となれば自費にて入學し得る者なりとて、凡庸の徒に多くの學問をさせる必要なく、學問は之を活用し得る者のみにさせれば澤山だからである。但し富者の子弟の爲めに月謝の高き特別の學校を作るのは差支へなく、又私立學校等にて自然左様なものが出来てであらう。尙ほ斯かる政策を取る爲め現在より以上の入學試験地獄を現出するであらうが、それも止むを得ぬ。試験勉強の爲め健康を損する如き者は結局學問をしても大して役に立た

ぬから、斯様な者は矢張り肉體的の仕事に従事する方が當人の爲めでもあらう。單に右に擧げたる事項のみに止まらず、種々の社會施設も必要であるが、一代財産制にすれば直接之が爲めに得らるゝ二十億圓以上の歳入の外、時期の経過と共に自然増収も大に生ずるであらう。或は其の斷行の爲め初期に於ては一時財界は混亂して收拾に困難を感じる程になるかも知れぬが、それも極めて短期間の事であつて、一旦落付けば富の集散が活潑となり、資本が少數の人に掌握さるゝ弊が除かれるから、間もなく財界は復活するのみならず進んで一大景氣を現出するは明かである。それには政府の政策にも深甚の注意を要するは言を俟たぬが、理論上現制度の下にあるより、財界の景氣が上昇するは疑ひない。従つて自然増収も相當の額に達するであらうが、之にても猶ほ不足の場合はどん／＼赤字公債を發行しても差支へないから、如何なる施設も可能である。

第八 結 論

以上述べ來つた所は、現状維持派に取りては素より過激の説と思はるゝであらう。併し繰返し述べたる如く本案は決して私有財産の否認と精神を同じくするものではない。寧ろ一代の間は財産を所有し、且つ大に蓄積する事を奨励して居るのである。又事業の如きも國策上特に必要とせざる限りは民間の者に委ね、其の經濟活動を極力自由にせんとするものである。唯吾人としては國庫の收入を激増せしめて國際的の大飛躍をなす事と、生れながらにして存する大なる貧富の懸隔を除き、各人平等に天與の力を延ばし得る事の二つの目的さへ達すれば、其の餘は強て自由主義若しくは統制主義、又は獨裁主義とか議會主義とかに拘泥するものではない。本案を實行さるゝ限り、獨裁主義でも議會主義でも結構である。所謂大行は細瑾を顧みずだ。元來日本人は諸種の大改革を比較的少き犠牲にてなし遂げ得る國民である。大化の改新に於ても一蘇我氏を誅したるのみにて行ひ、特に明治維新の如き日本歴史としては空前にして絶後とも云ふ可き大改革をも、徳川氏の家名を斷たざるのみか、其の一族を毫も害せずして成就した。佛蘭西革命や露西亞革命に比すれば、明治維新の際の戦争の如きは

議會の力に
てなし得

兒戯に類する程度である。又憲法發布の如き諸外國に於ては多量の血を流して購ひ得たるものも日本は平和の裡になし遂げたのである。

而も財産の世襲を禁ずる位議會の決議一つにて簡單に行ひ得るのである。現に英國に於ては十八世紀の中葉より十九世紀の初頭にかけて、歐洲大陸諸國が流血の慘を敢てして革命に没頭しつゝある間に、議會の力に依り平和裡に諸國の大改革を斷行した。其の爲めビクトリア王朝の黄金時代を現出したのであるが、英國民以上に改革に巧みなる日本人が此の程度の事を、合法的手段に依りてなし得ぬ理由はないと思ふ。併し議會が徒に現状維持に汲々とし、且つ資本家の意に迎合して飽くまで之に反對するならば、必然革新勢力との衝突を來し、今日以上に議會の權威を失墜せん事を憂ふるものである。尙ほ本案が幸ひにして輿論の容るゝ所となり、其の要望が盛んとなるならば、國家の爲めには生命をも鴻毛の輕きに比して之を捧ぐるのみならず、金錢にも比較的淡泊にして、喜んで國家に奉納するのが日本人の特長であるから、資本家とて徒に子孫の爲めに財産に執着する様のあるまいと思ふ。されば明治維新に諸大名が自發的に藩籍奉還をなしたる如く、輿論次第にて資産家の方より進んで財産の奉納を遺言し、又は其の相續を辭する者が生ずるかも知れぬ。

明治維新の
改革

明治維新は日本の大飛躍の轉機となつたと同時に亦一大危機でもあつた。當時朝幕對立し

て國內は紛亂し、外よりは米英露佛等の我を覗ふあり。一步を誤まらば國家の獨立を危くし列強の半殖民地たらしめられしやも測り知れなかつたのである。然るに維新の志士は巧に國難を打開し、禍を轉じて福と爲した。即ち外には列強の野心を封じて能く獨立國の體面を維持し、而も二百五十年來の鎖國政策を放棄して日本を世界に出し、又内には七百年間の封建制度を打破し、大名より土地人民を奪ひて一臣民に下す如き空前の大改革を行つた。若し斯くの如き思ひ切りたる大改革をなさずして、依然として封建制度のまゝとして置いたならば我國の今日は如何であつたらうか。封建制度の廢止は獨り大名より土地人民を返上せしめしのみならず、特權階級たる武士の常職と俸祿をも奪つたのである。而もそれ等の武士の内には、身命を捧げて維新の鴻業成就の爲めに盡した者も多數にあつたのであるが、今日些末の改革にも目に角立て、騒ぐ現状維持派は、此の事實を何と見るか。維新の際斯くの如き思ひ切つた改革を行ひたればこそ、其の後の躍進日本は生れたのである。されば今日見方に依りては明治維新以上の大事の秋に當つて、財産の世襲を禁ずる程度の事を斷行するのはさ程の難事ではあるまい。

封建制度と
財産世襲制

今や日本は内外多事、規模の大小こそあれ一大轉換期に立つて居るのは、明治維新當時の状態に彷彿して居る。其の時代の日本は今の東亞である。されば我に反抗する蔣政權は朝廷

に對抗せし幕府であり、之を援助する英蘇佛は幕府を支援せし佛蘭西である。而して今の獨伊は薩長に好意を寄せし英國にも當るであらう。更に當時の武士世襲制度は今の財産世襲制にも比す可きものである。而して維新に於ける政治的大改革が新日本建設の礎石となつたものとすれば、資本主義の大改訂こそ今後の大和民族飛躍の基礎となるものであらう。實に封建制度が民衆に壓政を加へて之を萎縮せしめて居たと同様、財産の世襲制度が今日一般國民の自由なる經濟的活動を阻害して居るのであるから、之は是非とも打破せねばならぬ。而も封建制度を廢止して武士の常職と俸祿とを奪つた事實に比すれば、資本家の後繼者たる者より財産を奉還せしむるは寧ろ穩當に過ぐる位の改革である。

而して之を道徳的に見るも、人が苦心慘憺して作りたる財産を如何に國家とは云へ、其の生存中無償にて之を取上ぐると云ふ事は罪惡であり、尙ほ當人が作りたる財産に非ず父祖より繼承したるものとするも、現に之を所有して享樂しつゝあるものを突然に奪ふのは殘酷である。併し自分の死後に取上げらるゝのなら遺族の生活及び子弟の教育を政府が保證する限り當人に對して少しも苦痛なく、其の上人に依りては國家より表彰さるゝとなれば却つて本望であらう。斯く所有者より直接に奪ふのでなく、元來自身は何等勞せずして財産を取得するのを止むること、即ち家督相続者若しくは遺産相続人が無償にて財産を譲り受けるのを禁ず

今ぞ斷行の秋

のは少しも不當ではない。況んや目下出征軍人が生命をすら國家に捧げて居る事を思へば、資産家の相続者が自らの働きに依つて作りたるものでもなき財産を國家に奉納する位何でもあるまい。非常時には民心も之に伴ふて國家に對する犠牲も相當覺悟して居る。平時には何人も我意を募らし、斯くの如き改革を行はんとするも、資産家階級は到底容易には應ぜぬであらう。併し目下の如き時勢なれば彼等と雖も強て反對はなし得まいから、斷行せんとせば今が絶好の時期である。而して若し幸ひにして實行し得たらんには、之に依つて外には國家的大飛躍をなし、内には世界に比類なき明朗なる社會を現出して、明治維新と共に其の改革の偉跡を永く世史に輝かし得るであらう。

附記 本案はもと單なる私案にして、不備も缺點も之れ無きを保せず、依つて今回新一代財産制研究會を組織して、同志諸君と共に十分なる調査及び研究をなす事とせり。尙ほ本會入會者は必ずしも本案に賛成者と限らず、反對意見を有して互に討議考究を希望せらるゝ士をも歓迎す。希くは奮つて御入會あらん事を、但し會費不要。

387
652

昭和十四年一月二十三日印刷
昭和十四年一月二十七日發行

【非賣品】

東京市神田區神保町三丁目四番地
兼著者 行本邦彦

印刷人 香山賢卿
東京市小石川區小日向水道町二〇番地

印刷所 合資會社 香蘭社
東京市神田區神保町三丁目四番地

發行所 一代財產制研究會

